

第 1 章 計画策定にあたって

O U T L I N E

第1節 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

- ◆平成16年4月現在、我が国の年少人口（15歳未満の子どもの数）は1,780万人、人口全体に占める割合は13.9%と、減少、低下を続けています。また、一人の女性が一生に産む子どもの数とされる合計特殊出生率は、昭和50年に2.0を割った後、ほぼ一貫して低下、平成15年には1.29となり（千葉県1.20、習志野市1.11）、現在の人口を維持するのに必要とされる2.08を大きく下回っています。
- ◆こうした少子化の要因としては、従来いわれてきた晩婚化、非婚化に加え、夫婦の出生力の低下という点が指摘されていますが、その背景には、子育てと仕事の両立の難しさ、子育てに対する心理的・肉体的負担感、教育費などの経済的負担、さらには結婚観、家庭観などの個人の価値観の変化があると考えられています。
- ◆一方、こうした急速な少子化の進行は、人口構成のバランスを崩し、経済面では労働力人口の減少や社会保障負担の増加による経済成長や生活水準の低下といった影響が、また、社会面では家族の変容や子どもへの影響、さらには地域社会が変容するという影響があると懸念されています。また、日本の総人口は、ここ数年のうちに、これまでの増加基調から減少に転じると予測されています。
- ◆そこで、このような少子化の流れを変えるため、国では、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体や企業は、今後10年間に集中的・計画的な取り組みを推進するための「行動計画」を策定することになりました。
- ◆本市においては、平成10年7月に「ならしの子ども未来プラン」を策定し、「子どもがいつも輝くまち」を将来像として、①子どもの権利を守り、健全な成長に導くこと、②子どもを持ちたいと願う人が、安心して子どもを生み、育てることができるようにすること、③子育ては家庭が中心であるが、子育てを社会全体で支援すること、の3点の基本的視点で様々な取り組みに努めてきたところですが、いまだ少子化の流れは進んでいることから、本計画策定の意義は大きいといえます。
- ◆なお、計画策定にあたっては、これまでのような行政主導型の計画ではなく、「習志野市次世代育成支援対策行動計画策定懇話会」など、市民の方々の参加を得ながら、計画を立案しています。

2 計画策定の目的

- ◆この計画は、子育てについては、父母、その他の保護者が第一義的責任を持つということを基本としつつも、後に述べるような市の現状を踏まえて、市全体、地域全体で子育てや子どもの自立を支援していくことを目的に策定します。
- ◆また、計画の中では、これまでの子育て支援にとどまらず、将来の親の世代、子どもがほしい方への支援についても取り込み、計画期間中に少子化の流れが変わることを目指しています。



第2節 計画策定の概要

1 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

この計画は、以下のような位置づけで策定されています。

- ①急速な少子化に対処するために制定された「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく市町村行動計画として策定するもので、千葉県の「千葉県次世代育成支援アクションプラン」との整合性を図りながら、長期的視点のもとに策定しています。
- ②習志野市における最上位計画である「習志野市長期計画－市民一人ひとりが夢と輝きをもって自己実現できる都市(まち) 習志野－」(平成13年3月)を具体的に実現するとともに、平成10年4月に策定された「習志野市母子保健計画」及び平成10年7月に策定された「ならしの子ども未来プラン」を包含する計画として位置づけられます。

(2) 計画の期間

この計画の期間は、平成17年度から平成26年度までの10年間とします。

なお、社会経済情勢、子どもを取り巻く環境の変化、習志野市における状況の変化等に迅速に対応していくために、平成21年度までの5年間で前期計画期間として今回策定し、その後見直しを行って、平成22年度から26年度までを後期計画として、平成21年度に策定します。

平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
計画策定	前期計画									
					計画策定	後期計画				

2 計画の対象

この計画の支援対象は、主に18歳未満の児童(児童福祉法第4条)と妊産婦を含めた児童を持つ家庭となっています。

また、それ以外の方についても、社会全体で子育てを支え、少子化の流れを変えるという視点からは、積極的に計画づくり及び計画の実行に参加していただくことが予定されています。

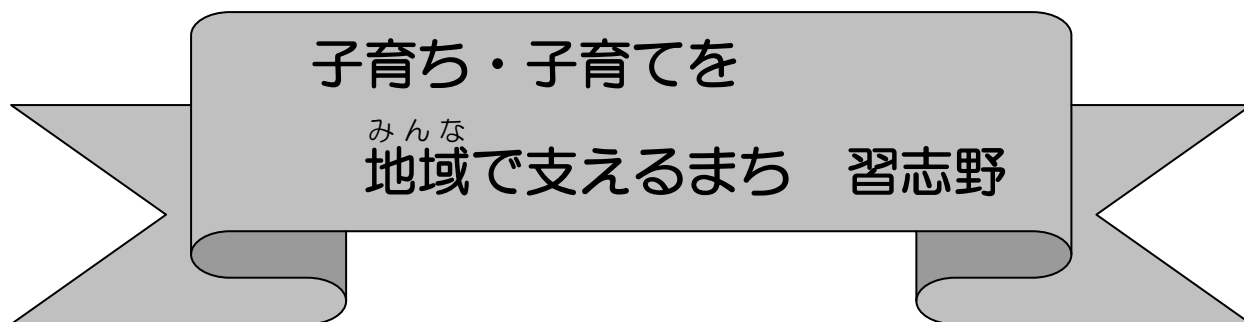
第3節 基本理念

急速な少子化の進行は、子どもや家族のあり方だけでなく、社会経済、さらには地域社会にも大きな影響を与え、このままでは、その持続的な発展が危ぶまれる状況となってきました。

そのような中で、未来を担う子どもたちは、家庭や地域において人と人を結ぶかけがえのない存在であり、その成長していく輝きは次代への希望の光となります。

そんな子どもたちが、健やかに生まれ、社会の一員としてその存在を尊重されながら、そして元気に成長していけるような、安全で安心して暮らせる地域社会を、私たちは築いていく必要があります。

そこで、私たち習志野市民は、家庭や地域、学校、職場で、子育てをする意義を見直し、どうしたら子どもを生み育てやすい環境になるか、子どもたちが何を求めているのか、そして子どもたちに何が必要なのかを、市民と行政が協働して考え、行動していきます。



第4節 基本視点

計画策定にあたっての基本的視点として、本計画では以下の3項目を掲げます。

1 「自立力」＝子どもがたくましく生きていく力を養う視点

現在、子どもがひ弱になったといわれます。それは、急速に進んだ都市化、少子化などにより、子どもの社会性を育むような生活体験や自然とふれあう体験ができなくなっていることなど、やむを得ない面もありますが、一方で、現在でもたくましさを感じさせる子どもが多数いることからすれば、まわりの大人や子ども自身の意識が変わることによって、子どもがたくましさを育むことは可能なことであり、また次代の親となるにはそうしたたくましさが必要でもあります。

そこで、本計画では、子どものそうしたたくましく生きていく力＝「自立力」という視点を持って、計画の策定を進めていきます。

2 「家庭力」＝家族が支え合い、子育てに喜びを感じる視点

核家族化や働く親の増加により、子育ては親にとって経済的、肉体的に大きな負担になるといわれます。また、専業主婦で子育てをされている方の精神的孤立が問題になったりしています。ただ、現実には共働き夫婦とそうでない夫婦の子どもの数はほとんど変わらないという報告もあり、また、仕事をしている父親が積極的に子育てにかかわっている家庭も増えていきます。

やはり、家庭において、家族が明るく支え合い、子育てに喜びを感じるという意識が重要であり、そうした家庭における子育て能力＝「家庭力」という視点をもって計画策定をしていくことが重要です。

3 「地域力」＝地域が子どもや家庭をあたたく応援する視点

かつての地域には、様々な行事や人の交流がありましたが、高度に分業化、組織化された現在の社会では、そうした地域における活動はほとんどなくなり、子育ても地域とは切り離されてしまっています。しかし一方で、子育て支援を行っているNPOの活動や、ファミリー・サポート・センターなどの相互援助システムなど、現代に合った形の新たな地域活動が出てきています。そうした新しい子育て支援の取り組みに加え、さらに伝統的な地域の活動を見直すことによって、身近な地域で子どもや子育て家庭を温かく応援することが必要になってきています。いわば、「子育ては、向こう三軒両隣」です。また、そうすることで、地域自体も子どもから元気もらい、活性化していくものと考えられます。

そこで、本計画では、地域が子どもや家庭をあたたく応援する能力＝「地域力」という視点をもって策定をしていきます。

第5節 計画の策定体制

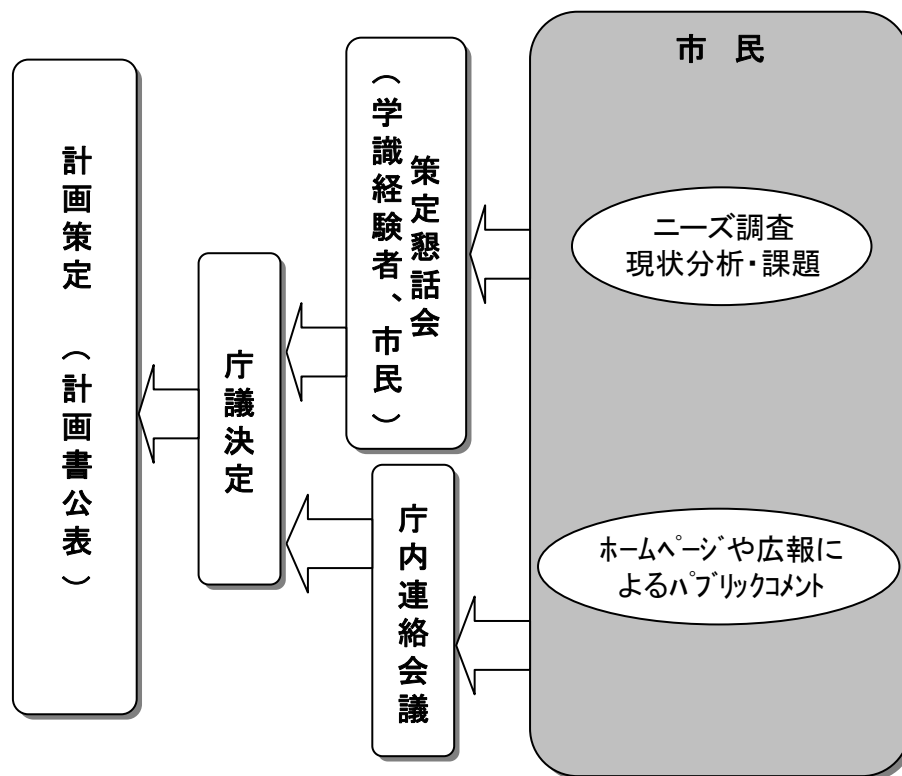
この計画の策定にあたり、専門家の意見や市民の幅広い意見を反映させるため、学識経験者、福祉・保健・医療・教育に関する専門家、さらには一般公募の市民の方10名で組織した「習志野市次世代育成支援対策行動計画策定懇話会」（以下「策定懇話会」といいます。）を、計画策定までに9回開催し、計画内容について検討しました。

また、計画内容を実務的に検討するため、庁内に「習志野市次世代育成支援対策行動計画策定庁内連絡会議」（以下「庁内連絡会議」といいます。）を組織し、その検討結果を策定懇話会に上程しました。

さらに、本市の次世代育成支援対策に関する様々な基礎的データを収集するため、平成16年2月にアンケートによる市民ニーズ調査及び基礎調査を実施しました。本市では、厚生労働省のモデル調査に示されている「就学前児童の保護者」、「小学生の保護者」以外に、「中学生・高校生」についても調査票を作成し、それぞれの対象者について、子育て支援に関する考え方や少子化に対する考え方などを調査いたしました。

なお、策定懇話会で協議された骨子案を、平成16年11月15日号の「広報習志野」や市のホームページで公表し、広く市民の方々からの意見や感想を募集しました。

■計画の策定体制図



第2章 習志野市の現状

P R E S E N T

第1節 習志野市の特色

- ◆習志野市は、昭和29年8月1日、当時の千葉市から実籾・長作・屋敷台新田の一部・東習志野地区を編入して誕生し、平成16年に市制誕生50周年を迎えました。
- ◆総面積20.99km²で比較的小さな市ですが、千葉県西部に位置し、東京都心からは直線距離で約20kmの近さにあります。隣接する市は、北から時計回りに、船橋市、八千代市、千葉市となっています。
- ◆地形的には、昭和40年代からの埋立事業により臨海部にできた平坦な埋立地と内陸部の自然地形とにより形成されており、高低差のあまりない平坦な土地です。また、埋め立てを免れた沿岸部は、全国に知られる谷津干潟で多くの渡り鳥を観察できるなど、豊かな自然のサンクチュアリーとなっています。
- ◆鉄道はJR総武線、同京葉線、京成本線、同千葉線、新京成線が通っています。道路は、自動車専用道が2路線(京葉道路、東関東自動車道)、国道が3路線(国道14号、357号、296号)あり、これを主要地方道と県道が補完していますが、全体的に東西方向を結ぶ広域幹線道路が発達しています。現在は、市を分断している鉄道と立体交差する南北方向の広域幹線道路の整備が進んでいます。
- ◆こうした交通網の発達や豊かな自然環境等を背景に、習志野市は首都圏のベッドタウンとして、また中核都市として発展し、平成時代を迎えた現在、人口は15万人を超えています。
- ◆このように市外からの転入者が多い地域のため、本市における次世代育成支援には、こうした地域特性を踏まえて、他の地域とは異なった対応が求められており、具体的な施策として本計画に盛り込んでいく必要があるといえます。

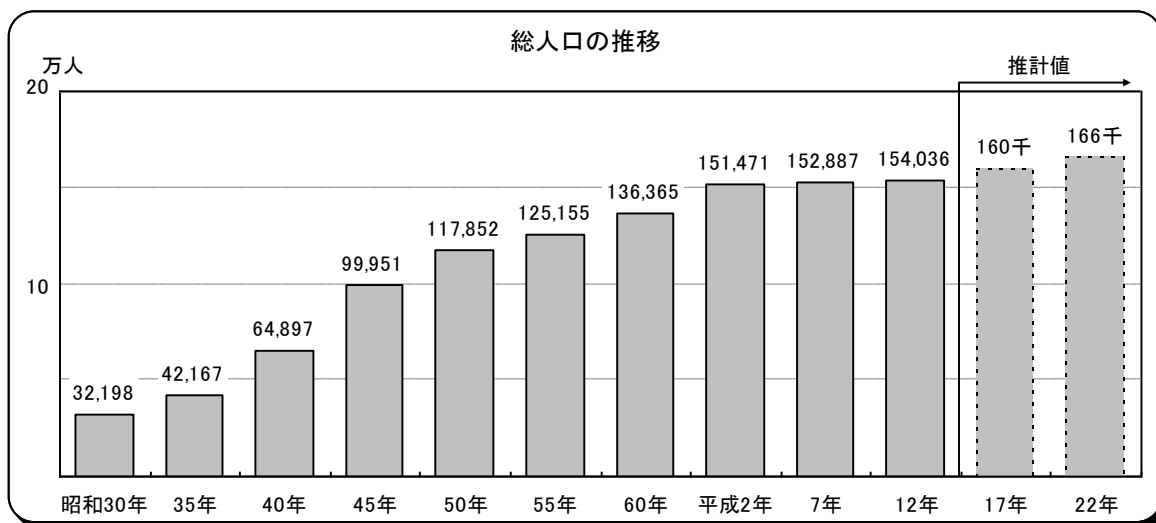
第2節 少子化等の現状

1 少子化の動向

(1) 人口の推移

①習志野市の総人口の推移

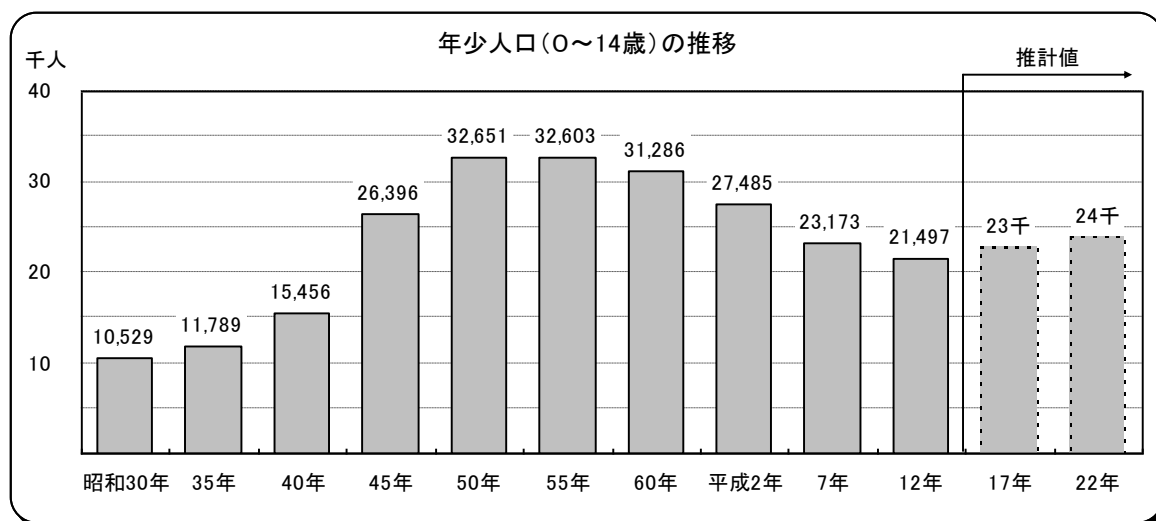
- ◆習志野市の総人口は、国勢調査ではこれまで一貫して増加しています。
- ◆また、今回の計画策定のために行った人口推計によると、総人口は今後も増加を続け、平成22年には166千人程度になるとの推計結果となりました。



資料：国勢調査、人口推計結果

②年少人口の推移

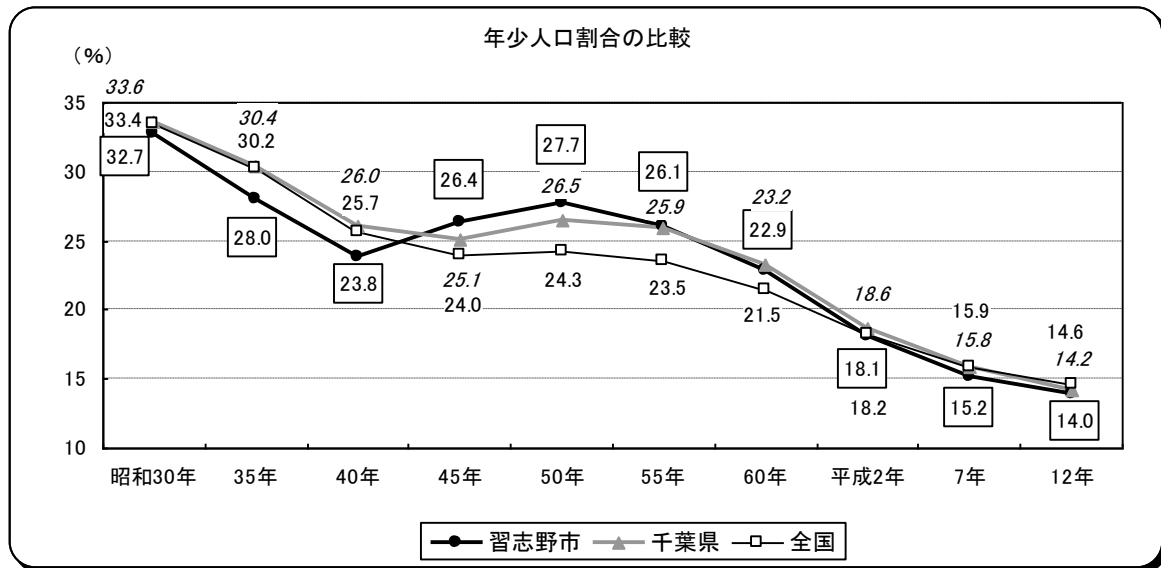
- ◆また、15歳未満の年少人口は、昭和50年をピークに減少していましたが、今後は微増に転じ、平成22年度には24千人程度になると推計されています。



資料：国勢調査、人口推計結果

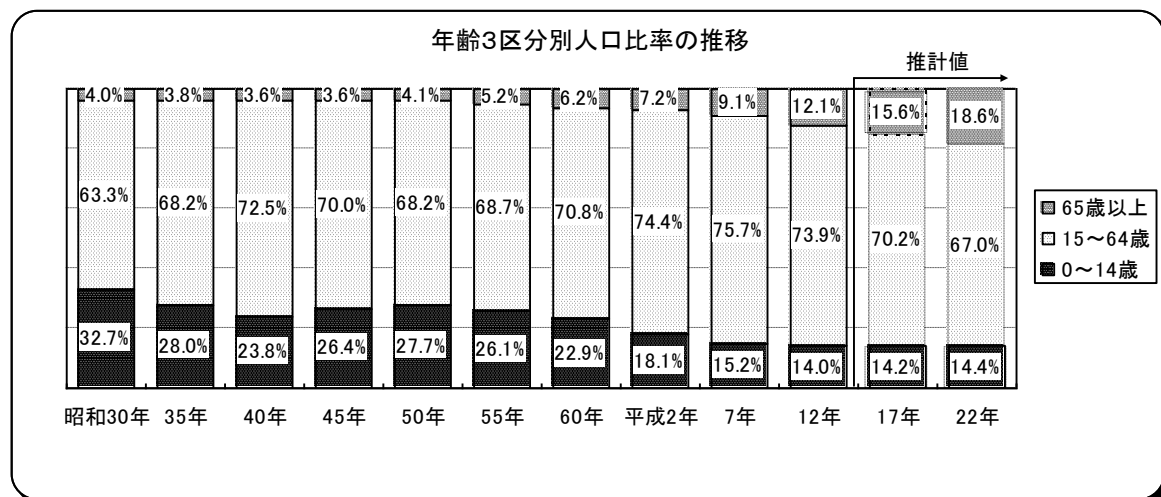
③年少人口割合の比較(習志野市、千葉県、全国)

◆習志野市の年少人口割合を、全国、千葉県と比較すると、おおむね全国、千葉県と同程度の比率で推移しています。



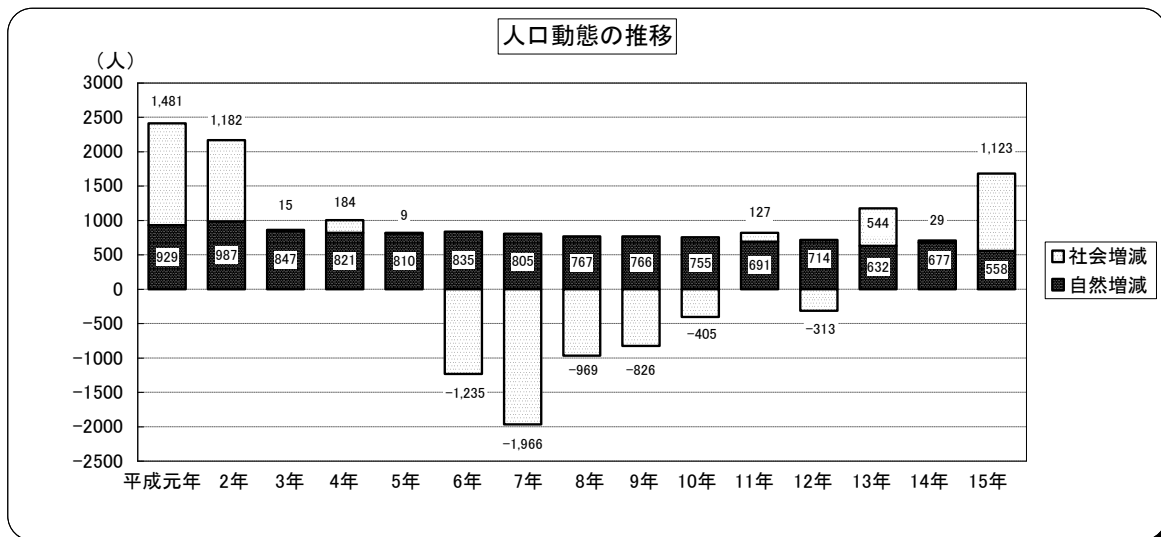
④年齢3区分別人口の比率の推移

◆一方、65歳以上の高齢者人口は増加を続け、その総人口に占める割合は、昭和50年には4.1%であったものが、平成12年には12.1%に、さらに平成22年には18.6%まで上昇するとの推計結果となりました。



⑤人口動態の推移

◆人口動態を、自然増減(出生－死亡)、社会増減(転入－転出)別にみると、前者は一貫して自然増で推移していますが、後者については平成7年前後に大幅な社会減を示していましたが、ここ数年、再び社会増に転じてきています。



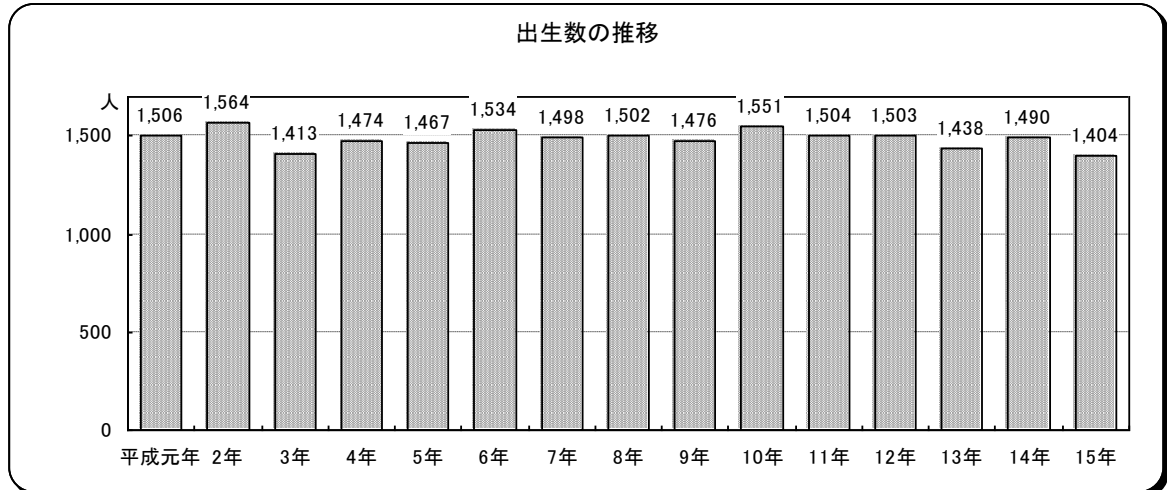
資料:千葉県総合企画部統計課「千葉県毎月常住人口調査報告書(年報)」



(2) 出生の動向

①出生数の推移

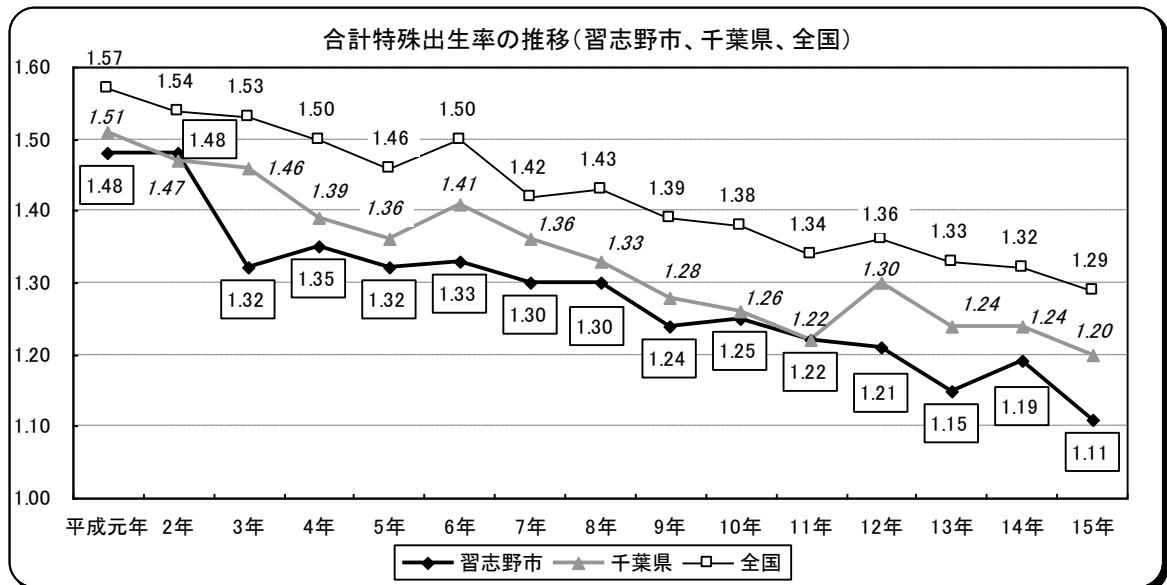
◆習志野市における出生数は、平成に入ってから1,500人前後で安定して推移しています。



資料:千葉県健康福祉部健康福祉指導課「人口動態統計」

②合計特殊出生率の比較(習志野市、千葉県、全国)

◆また、女性が一生の間に生む子どもの数と考えられる合計特殊出生率は、習志野市は全国、千葉県いずれより低い数値で推移しています。

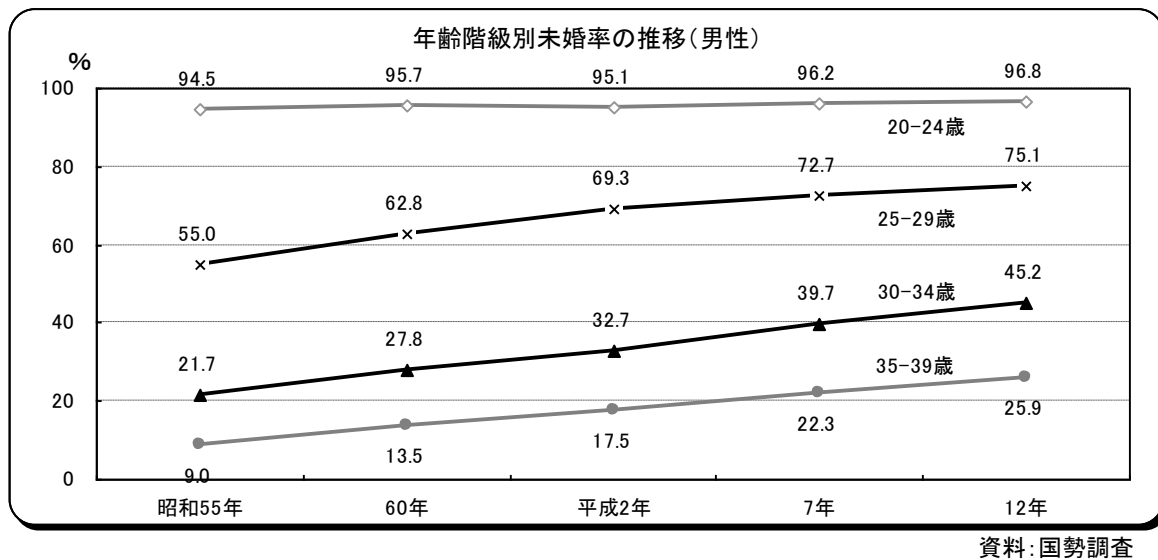


資料:厚生労働省、千葉県

(3) 婚姻の動向

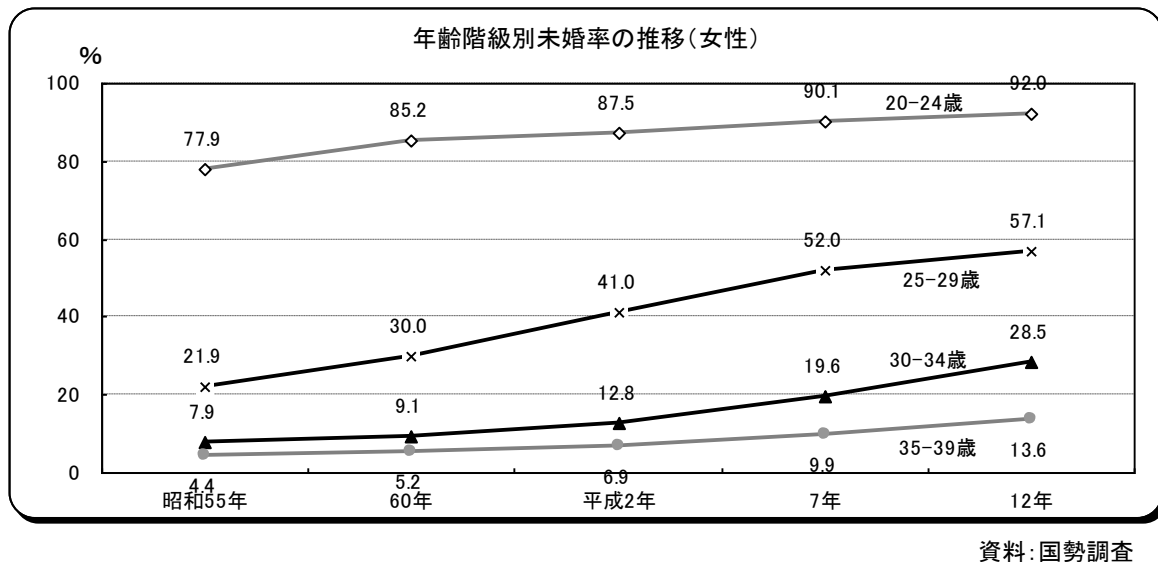
①年齢階級別未婚率の推移(男性)

◆習志野市の男性の年齢階級別未婚率(全体に未婚者の割合)は、20代後半から30代にかけて上昇傾向にあることがわかります。



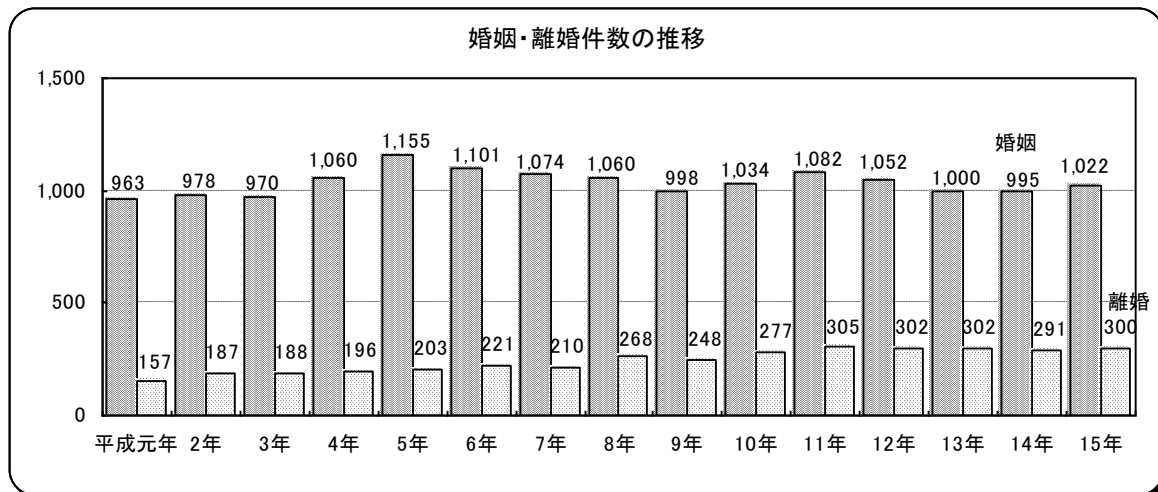
②年齢階級別未婚率の推移(女性)

◆また、女性についても、20代から30代で上昇傾向が明らかですが、特に20代後半から30代前半の女性の未婚率の上昇が著しくなっています。



③婚姻・離婚件数の推移

◆さらに、習志野市の年間の婚姻・離婚件数の動きをみると、婚姻件数は1,000件前後で比較的安定していますが、離婚件数は平成に入ってから増加傾向にあることがわかります。



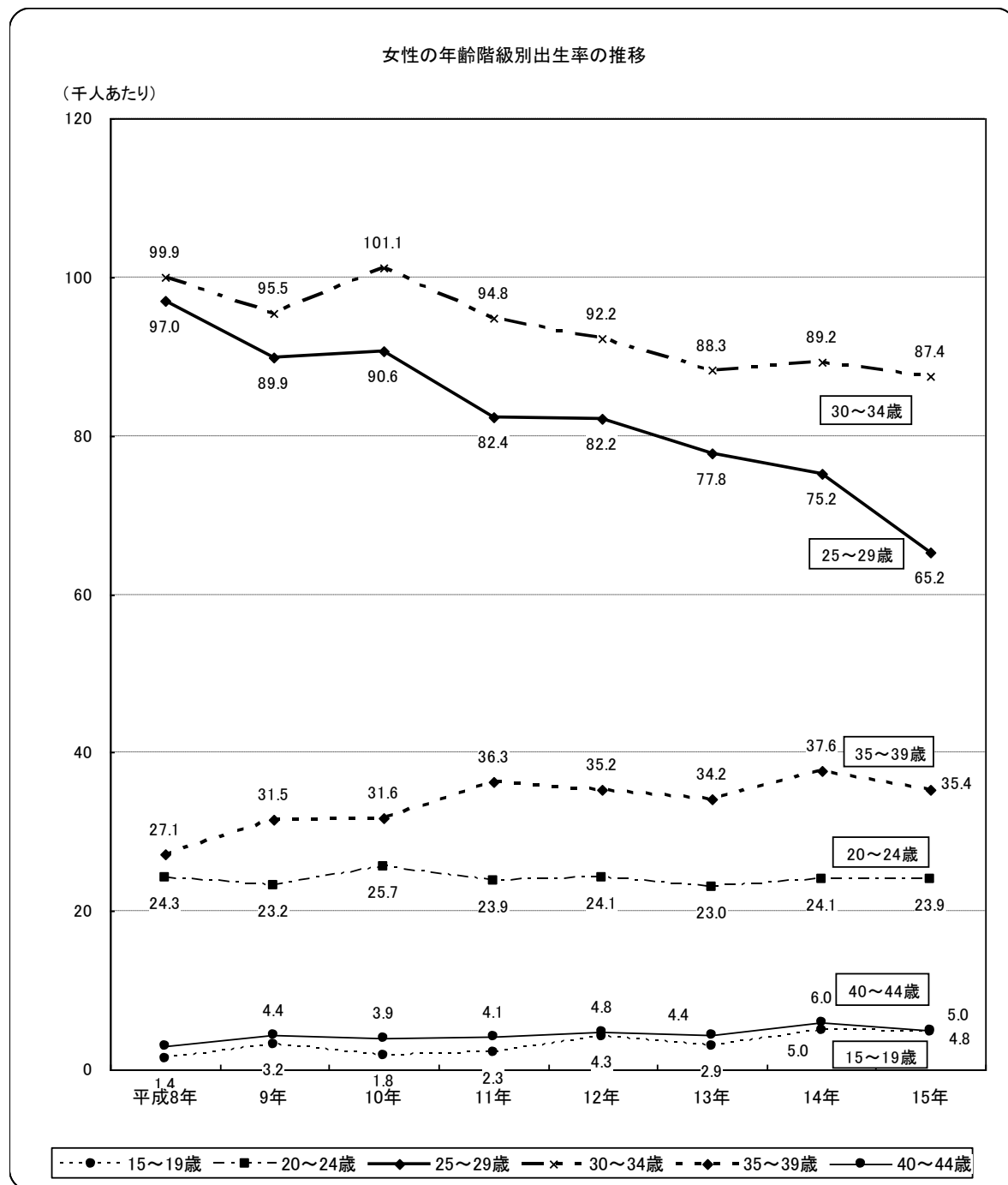
資料: 千葉県健康福祉部健康福祉指導課「人口動態統計」



(4) 晩産化、少産化の動向

①年齢階級別出生率の推移

◆習志野市の女性の年齢階級別出生率の推移をみると、出産適齢期である20代後半から30代前半で低下傾向がみられます。

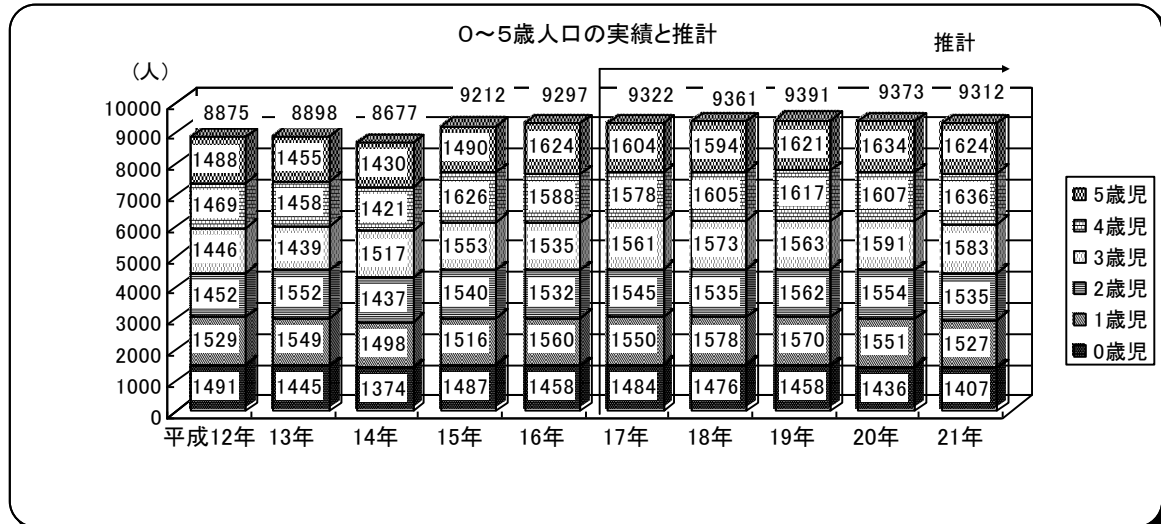


資料:千葉県健康福祉部健康福祉指導課資料より作成

(5) 児童人口の実績及び将来推計

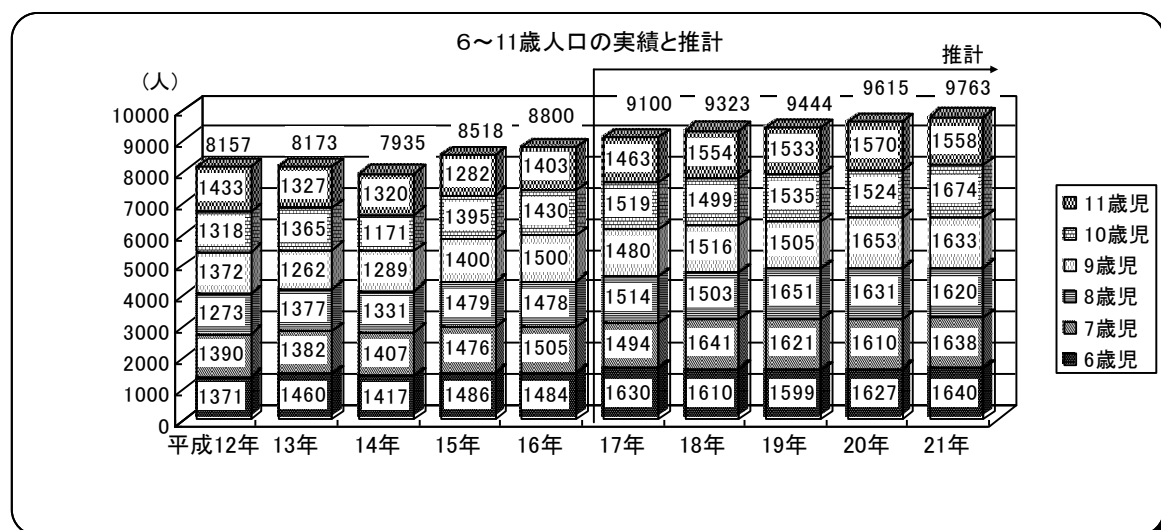
①就学前児童人口

◆これまで増加傾向にあった就学前児童の人口は、今後比較的安定し、9,300人台で推移するという結果となりました。



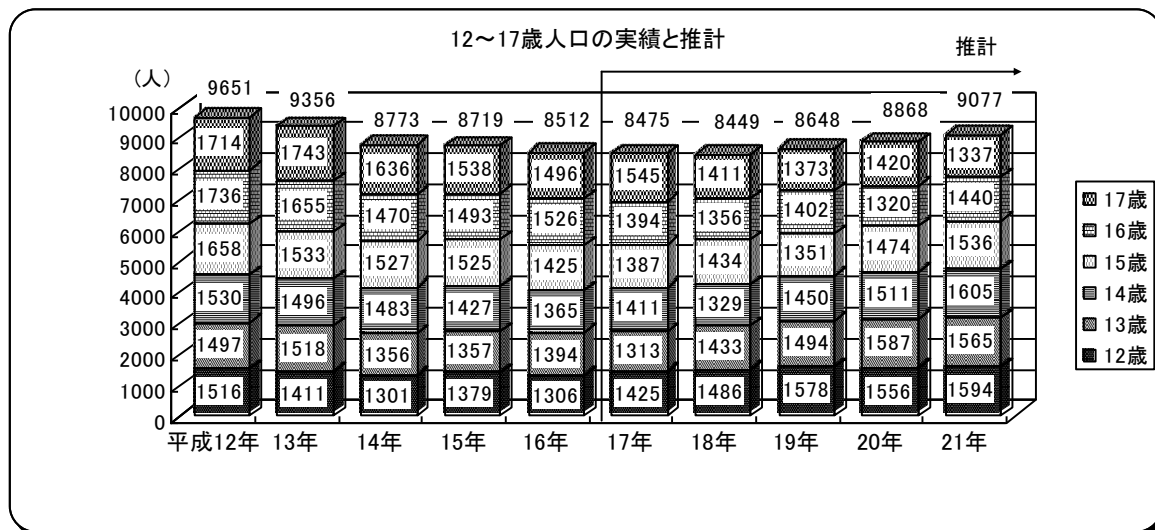
②小学生人口

◆一方、6～11歳の小学生人口は今後も増加し、平成21年にはおおむね9,800人近くになると推計されました。



③12～17歳人口

◆さらに、中学校、高校に通う世代である12～17歳の児童人口は、これまで減少してきましたが、今後本計画期間中に増加に転じ、平成21年には9,000人台まで増加する見通しとなっています。



各年4月1日現在

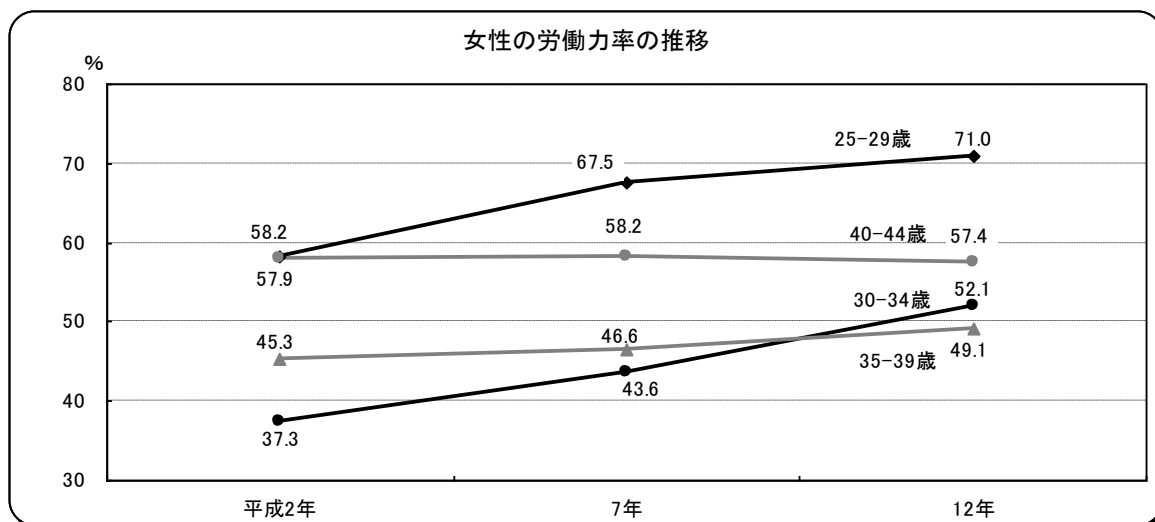
資料：住民基本台帳、人口推計結果等

2 家族の状況

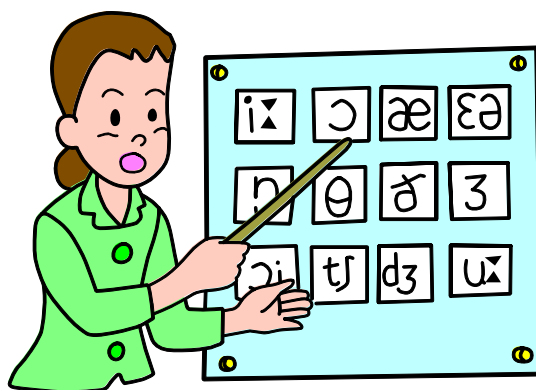
(1) 就労状況

■年齢階級別労働力率(女性)

- ◆女性の年齢階級別労働力率は、平成2年と12年を比較すると、特に出産適齢期である、20代後半から30代前半で伸びる傾向を示しており、この年齢層で働く女性が増えていることがわかります。



資料: 国勢調査



第3節 子育て支援施策の状況

1 保育事業

(1) 通常保育事業

- ◆習志野市の保育事業は、現在公立14か所で実施しています(入所定員1,455名)。
- ◆開所時間は、延長保育と合わせて平日午前7時から午後7時まで、土曜日午前7時から午後6時30分までです。
- ◆また、市外への保育委託が38名、待機児童が22名います(平成17年2月1日現在)。

(2) 低年齢児保育

- ◆本大久保第二保育所と菊田第二保育所では、生後57日から、谷津南保育所では生後4か月から、それ以外の保育所では生後6か月から0歳児を受け入れています(本大久保保育所を除く)。

(3) 一時保育

- ◆一時保育として、①パートなどで月15日以内の保育を必要とする場合、②病気やけがで緊急に保育が必要になった場合、③心理的、肉体的負担を軽減するために保育が必要になった場合(リフレッシュ目的)、大久保、谷津の2保育所で実施しています。
- ◆預かり時間は平日午前8時30分から午後5時まで、土曜日は午前8時30分から午後0時30分までで、利用料は3歳未満児が4時間以内1,200円、1日2,200円、3歳以上児が4時間以内700円、1日1,200円となっています。

(4) 病後児保育

- ◆児童が病気回復期にあり、医療機関による入院治療の必要はないものの、集団生活や家庭での育児が困難な期間に、当該児童を一時的に預かる事業です。

実施施設…赤松小児科内科医院「エンジェル保育室」

千葉県済生会習志野病院「キッズケアルームなでしこ」(平成17年6月開始予定)

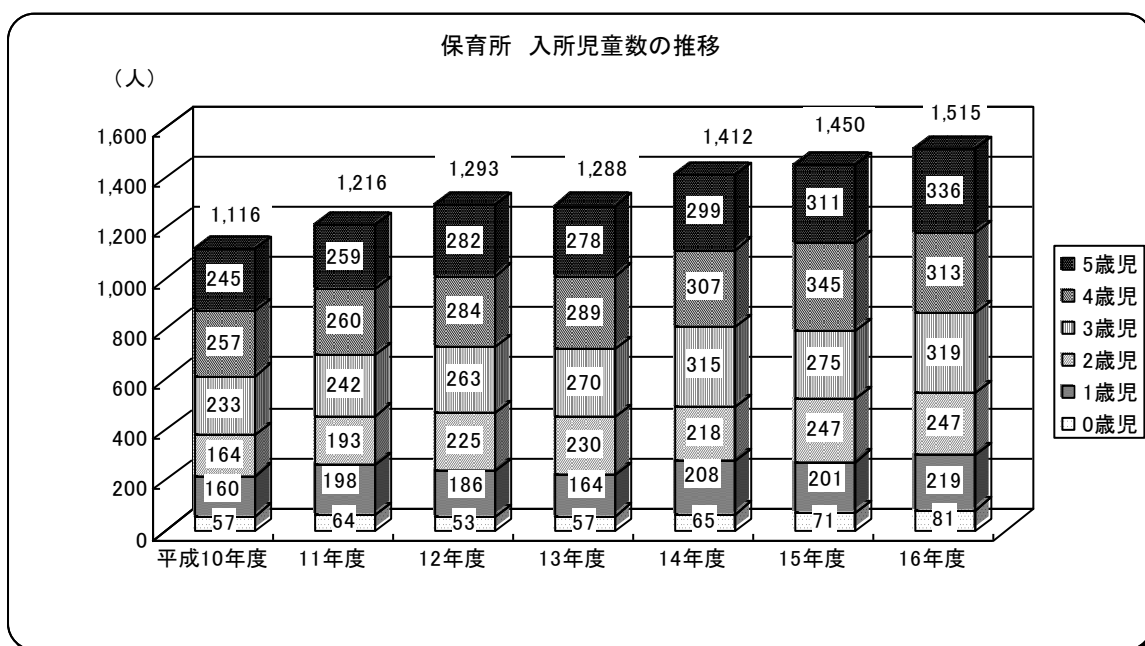
(5) 障害児保育

- ◆障害児保育として、現在全保育所で心身に障害を有する児童を入所させ、健常児童との集団保育を行っています。

(6) 認証保育所制度

- ◆本市では、待機児童対策として、民間の認可外保育施設を認証保育所として待機児童を保育しています。

■保育所の入所児童数の推移



各年4月1日現在

資料: 習志野市

■保育所別内訳

保育所	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
大久保保育所	2	24	27	34	31	24	142
菊田保育所	8	19	19	42	26	40	154
若松保育所	3	14	20	26	26	28	117
藤崎保育所	7	15	20	23	24	28	117
谷津保育所	2	11	15	15	18	14	75
東習志野保育所	6	14	13	19	21	19	92
袖ヶ浦保育所	4	11	14	25	27	36	117
本大久保保育所	—	—	—	34	28	33	95
大久保第二保育所	6	16	16	26	27	24	115
袖ヶ浦第二保育所	7	15	13	22	23	27	107
本大久保第二保育所	8	15	25	—	—	—	48
菊田第二保育所	12	22	19	—	—	—	53
秋津保育所	9	21	21	29	31	27	138
谷津南保育所	7	18	23	19	28	26	121
管外委託	—	4	2	5	3	10	24
合計	81	219	247	319	313	336	1,515

平成16年4月1日現在

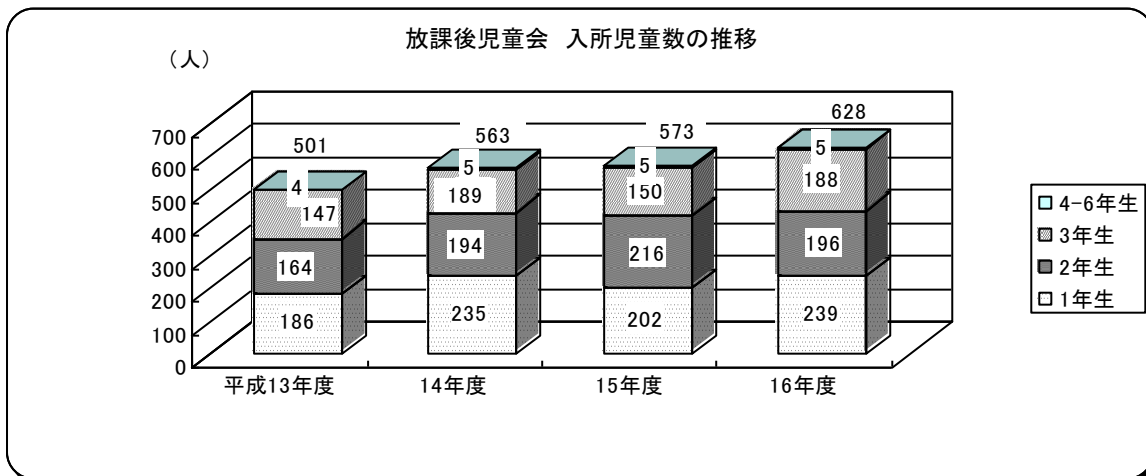
資料: 習志野市

2 児童の健全育成事業

(1) 放課後児童会

- ◆放課後児童会は、就労等の理由で放課後に保護者が不在の小学生を対象に、16小学校区で実施しています(在籍628人)。
- ◆開所時間は、平日放課後から延長を含めて午後6時までです。

■放課後児童会の入所児童数の推移



■放課後児童会別内訳

保育所	1年生	2年生	3年生	4-6年生	合計
袖ヶ浦西児童会	6	12	9	2	29
大久保児童会	25	25	21	—	71
鷺沼児童会	15	20	17	1	53
谷津児童会	12	11	12	—	35
大久保東児童会	27	17	11	—	55
東習志野児童会	18	18	15	1	52
実花児童会	13	13	15	—	41
津田沼児童会	15	9	13	—	37
向山児童会	7	—	1	—	8
実籾児童会	9	10	17	—	36
藤崎児童会	23	11	15	1	50
屋敷児童会	17	11	13	—	41
秋津児童会	19	4	7	—	30
袖ヶ浦東児童会	13	5	7	—	25
香澄児童会	10	15	5	—	30
谷津南児童会	10	15	10	—	35
合計	239	196	188	5	628

平成16年4月1日現在

資料: 習志野市

※4-6年生は障害児のみ受け入れている。

(2) 子ども会

- ◆習志野市には各地域に14の子ども会があり、地域に根ざした活動を行っています。また、「習志野市子ども会育成会連絡協議会」は、子ども会の活動の支援や子ども会スポーツ大会などの事業を行っています。

(3) スポーツ少年団

- ◆習志野市には誰でも参加できる「習志野市スポーツ少年団」があり、現在27団体が活動しています。

3 子育て支援事業

(1) ファミリー・サポート・センター

- ◆援助を受けたい人と提供してくれる人の会員組織で、一時預かりや保育所への送迎などで助け合いをするものです。習志野市では、平成13年度から組織化されており、平成15年度の実績で、利用会員793人、提供会員148人、両方会員141人となっています。

(2) 地域子育て支援センター(こどもセンター)

- ◆習志野市こどもセンターは、主に就学前の子どもと保護者のための子育て広場として、親子が自由に遊び交流できる場や子育てに関する情報の提供などを行っています。定期的に次のような事業を実施し、子育てのお手伝いをしています。
- ◆保育士や保健師が随時子育てに関する相談にのっています。また月3回育児相談として午後1時から3時まで、小児科医が育児について何でも相談に対応しています。
- ◆おはなし会として、午前11時から11時30分まで、手遊び、絵本の読み聞かせ、紙芝居、パネルシアターを実施しています。(月1回火曜日)
- ◆親子リズム(午前10時30分から10時50分まで・毎週火・木曜日)、親子工作(午前10時30分から11時まで・月1回月曜日)なども実施しています。

(3) 保育所の所庭開放

- ◆各保育所の所庭を地域の子どもたちに開放し、親子遊びの場として提供するとともに、育児相談にも応じています。

(4) 子育てふれあい広場

- ◆市立幼稚園を地域の子どもたちに開放し、親子遊びの場として提供するとともに、幼稚園教諭・母子保健推進員等が、仲間づくりや情報提供等の子育ての支援を行っています。また、定期的に幼稚園児の遊戯等の発表も行われています。

(5) 幼稚園の施設開放

- ◆子育てふれあい広場以外にも、施設を開放し、親子遊びの場として提供している幼稚園もあります。

4 母子保健事業

<健康相談>

(1) 母子健康手帳の交付

◆母子の健康管理のため看護職が面接し、支援の必要な妊婦に対応しています。

(2) 母子保健推進員活動

◆市民と行政のパイプ役として全出生家庭を訪問し、地域での子育てを支援します。

(3) 健康相談(4か月児・10か月児健康相談、幼児すくすく相談、発達相談、幼児相談、 歯みがき教室)

◆全員対象の健康相談や随時の面接、電話相談を行い、育児不安の軽減を図っています。

◆発育発達等の保護者の不安に、専門医師や心理職が対応しています。

(4) 訪問指導(妊婦、新生児、産婦訪問指導)

◆母親の心のケアを念頭におき、個々の状況に合わせた支援を行っています。

<健康教育>

(1) ママ・パパになるための学級

◆妊娠中の過ごし方、出産にあたっての心構えや産後の育児方法などを学びます。

(2) 乳幼児期の健康教育(離乳食・歯っぴい教室、歯科健康教育、幼稚園健康教育など)

◆生涯の健康の基盤をつくるため、情報提供や健康教育を実施しています。

(3) 学童期・思春期における健康教育

◆生と性の正しい理解を目的とした学習機会を、関係機関との連携で行っていきます。

(4) 中学校区地域保健連絡会

◆子どもにかかわる機関が健康問題を共有し、心身の健康づくりを協働で推進しています。

<健康診査>

(1) 妊婦・乳児一般健康診査

◆妊娠中に2回、乳児期に2回、医療機関での一般健康診査の費用を助成しています。

(2) 妊婦の歯科健康診査

◆妊娠中の歯科疾患の予防及び早期発見のため、費用を助成しています。

(3) 1歳6か月児・3歳児健康診査(3歳児保護者の歯科健康診査)

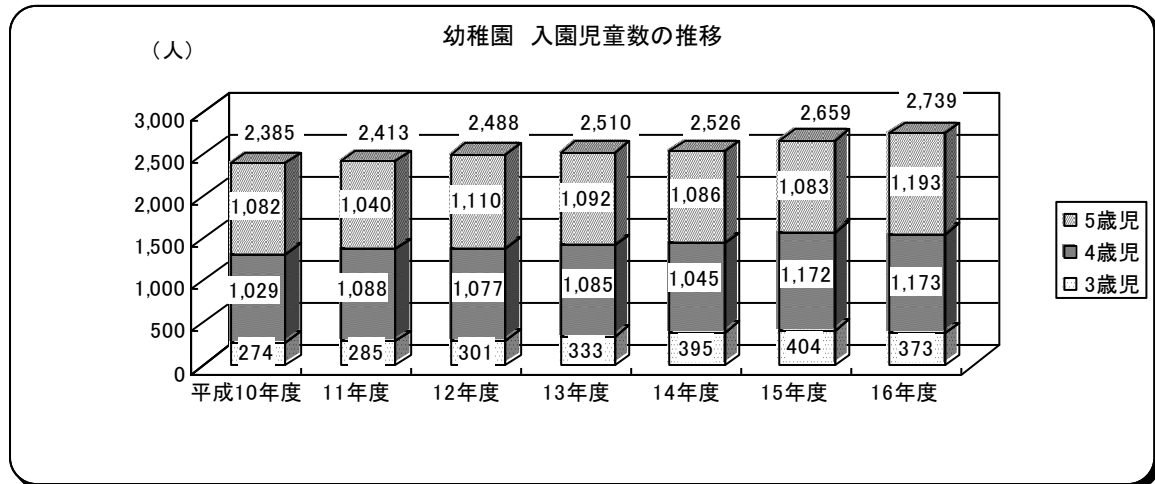
◆発育・発達の確認とともに、個々の状況に合わせた相談等の支援を行っています。

5 教育の状況

(1) 幼稚園

- ◆市内には市立幼稚園15園、私立幼稚園5園があり、市外の幼稚園を含めて現在2,739名が通園しています。
- ◆市立幼稚園の保育時間は、平日午前9時から午後2時までです(水曜日は午後1時まで)。

■幼稚園の入園児童数の推移



各年5月1日現在

資料: 習志野市

■幼稚園別内訳

幼稚園	3歳児	4歳児	5歳児	合計
杉の子幼稚園	—	49	57	106
つくし幼稚園	—	62	62	124
東習志野幼稚園	—	33	46	79
谷津幼稚園	—	63	66	129
津田沼幼稚園	—	67	56	123
袖ヶ浦東幼稚園	—	35	42	77
屋敷幼稚園	—	35	41	76
藤崎幼稚園	—	40	41	81
大久保東幼稚園	—	66	71	137
向山幼稚園	—	35	44	79
新栄幼稚園	—	38	33	71
袖ヶ浦西幼稚園	—	23	30	53
秋津幼稚園	—	26	28	54
香澄幼稚園	—	60	43	103
実花幼稚園	—	49	54	103
市内私立幼稚園(5園)	285	399	388	1,072
その他市外幼稚園	88	93	91	272
合計	373	1,173	1,193	2,739

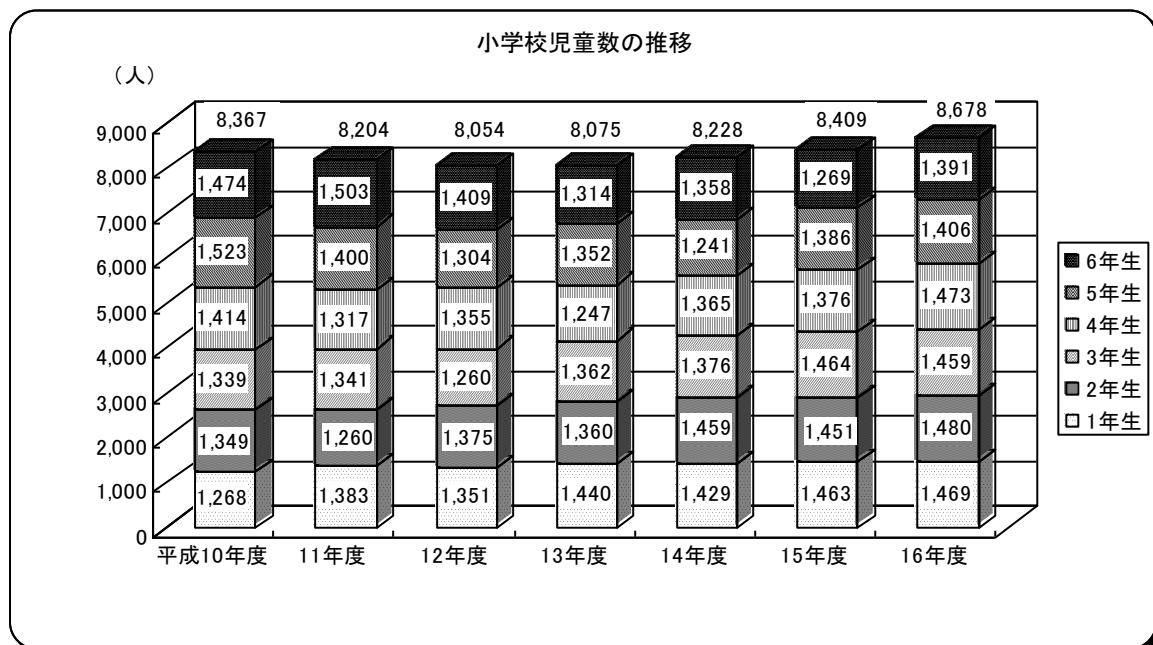
平成16年5月1日現在

資料: 習志野市

(2) 小学校

◆市内には小学校が16校あり、平成16年5月1日現在、小学生8,678名が在籍しています。

■小学校児童数の推移



各年5月1日現在

資料: 習志野市

■小学校別内訳

小学校	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
津田沼小学校	113	94	120	127	112	110	676
大久保小学校	157	144	143	143	118	119	824
谷津小学校	128	126	118	91	120	134	717
鷺沼小学校	110	110	92	93	88	93	586
実籾小学校	98	95	113	107	78	98	589
大久保東小学校	141	121	126	160	131	136	815
袖ヶ浦西小学校	49	46	54	51	66	58	324
東習志野小学校	101	125	103	105	86	83	603
袖ヶ浦東小学校	50	69	62	62	64	48	355
屋敷小学校	102	100	89	96	82	100	569
藤崎小学校	95	102	83	91	92	87	550
実花小学校	95	79	102	81	96	70	523
向山小学校	43	20	35	33	34	35	200
秋津小学校	58	52	61	58	55	64	348
香澄小学校	63	87	71	77	72	73	443
谷津南小学校	66	110	87	98	112	83	556
合計	1,469	1,480	1,459	1,473	1,406	1,391	8,678

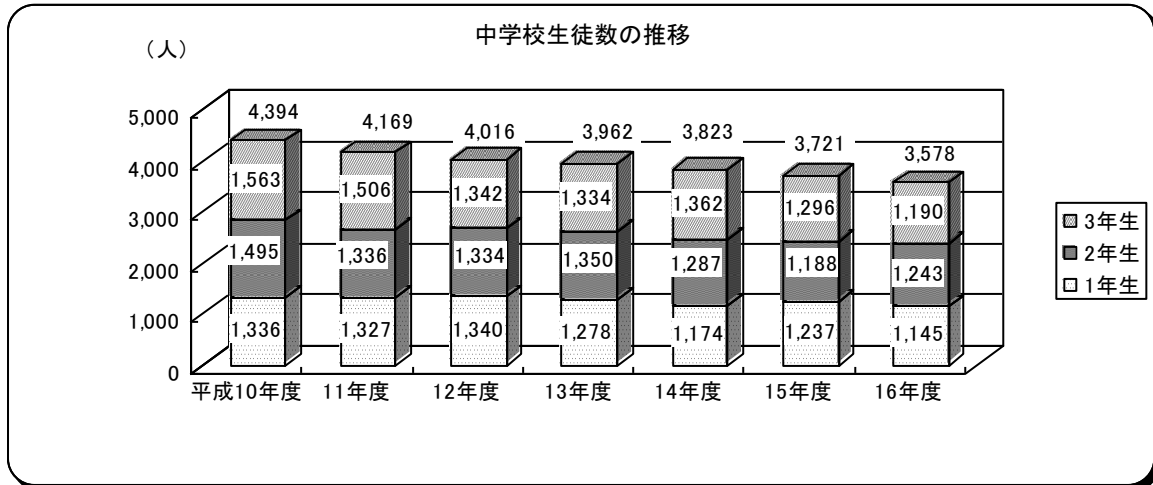
平成16年5月1日現在

資料: 習志野市

(3) 中学校

◆市内には、中学校が7校あり、平成16年5月1日現在、中学生3,578名が在籍しています。

■中学校生徒数の推移



■中学校別内訳

中学校	1年生	2年生	3年生	合計
第一中学校	135	162	149	446
第二中学校	214	232	211	657
第三中学校	121	137	117	375
第四中学校	192	193	183	568
第五中学校	182	190	179	551
第六中学校	118	143	142	403
第七中学校	183	186	209	578
合計	1,145	1,243	1,190	3,578

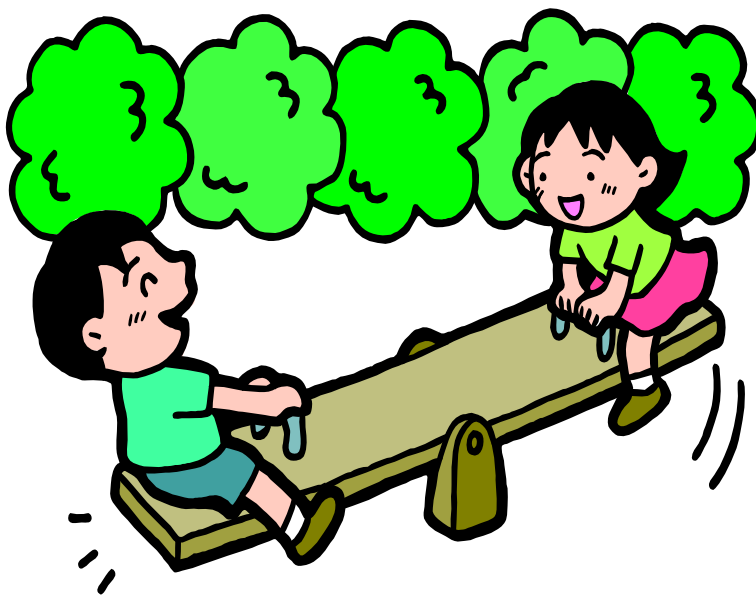
平成16年5月1日現在

資料: 習志野市

6 公園・遊び場の状況

■公園・緑地

- ◆市内には、平成16年3月31日現在、街区公園が138か所、近隣公園が7か所、地区公園が4か所、都市緑道11か所、都市緑地26か所、緩衝緑地1か所、合計で187か所、105haの公園・緑地があるほか、緑道も約14km整備されており、子育て家庭を含めた市民の憩いの場となっています。

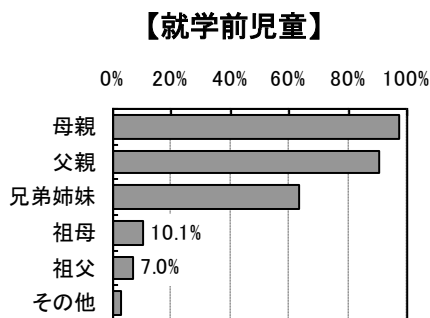


第4節 アンケート調査結果の概要

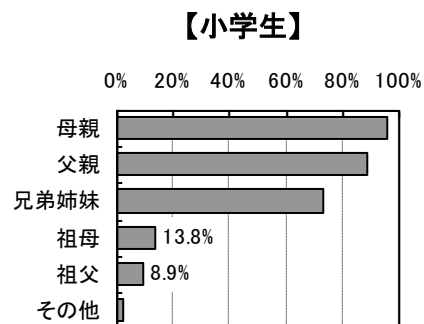
1 家庭の状況

■家族との同居状況

- ◆同居家族をみると、祖母との同居率については、就学前児童で全体の10.1%、小学生は13.8%と、大都市に近く、かなり低い結果となりました。
- ◆また、小学生に比べて就学前児童で祖父母との同居率が落ちており、現在でも核家族化が進んでいることがわかります。



回答者数=1,816

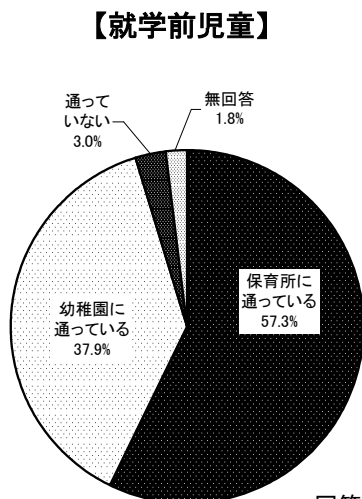


回答者数=1,178

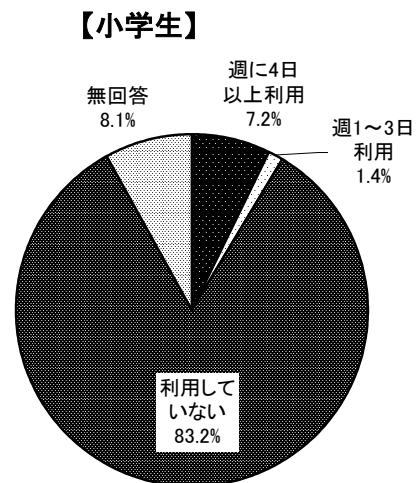
2 子どもの生活

(1) 子どもの保育状況

- ◆就学前の子どもの保育状況は、「保育所に通っている」が57.3%、「幼稚園に通っている」が37.9%となっています。
- ◆また、小学生の放課後児童会の利用は、全体の7.2%で「週4日以上利用」、1.4%で「週1～3日利用」となっており、全体で8.6%の児童が利用しています。



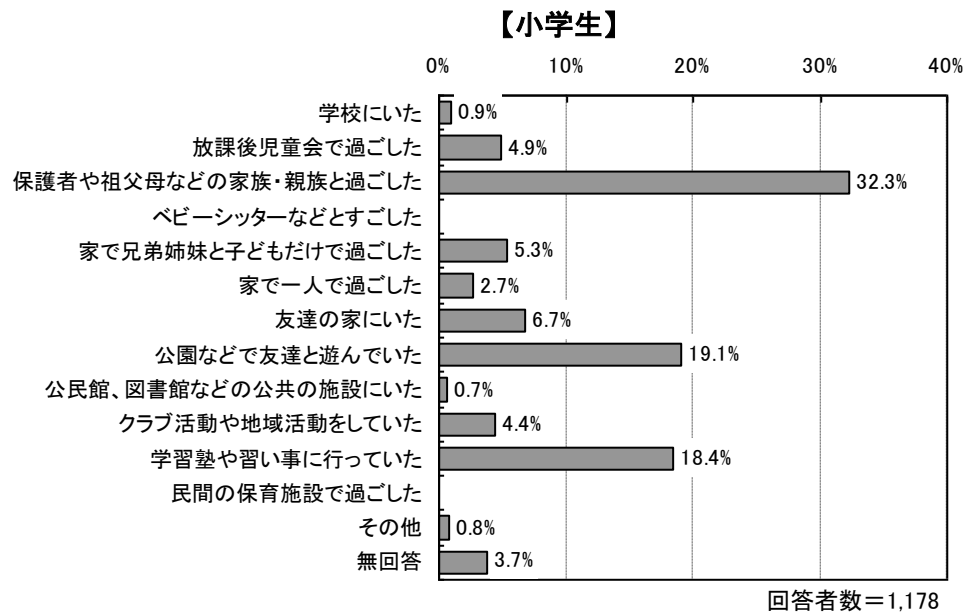
回答者数=1,816



回答者数=1,178

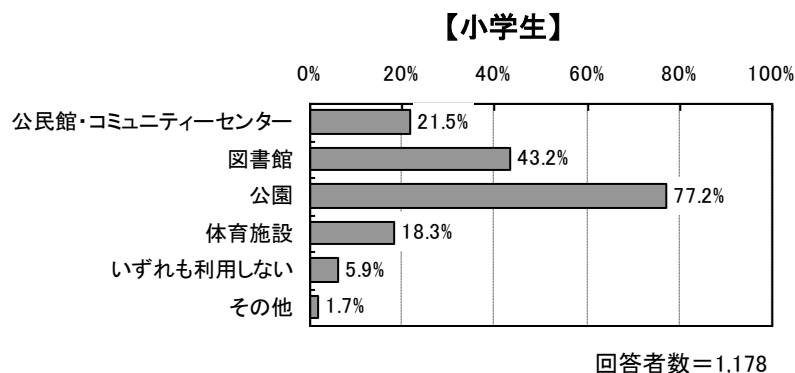
(2) 小学生の放課後の過ごし方

- ◆小学生の放課後の過ごし方(午後4～6時)をみると、「家族・親族と過ごした」が全体の約3割と最も多く、以下「公園などで友達と遊んでいた」(19.1%)、「学習塾や習い事に行っていた」(18.4%)が続いています。



(3) 子どもがよく利用する公共施設

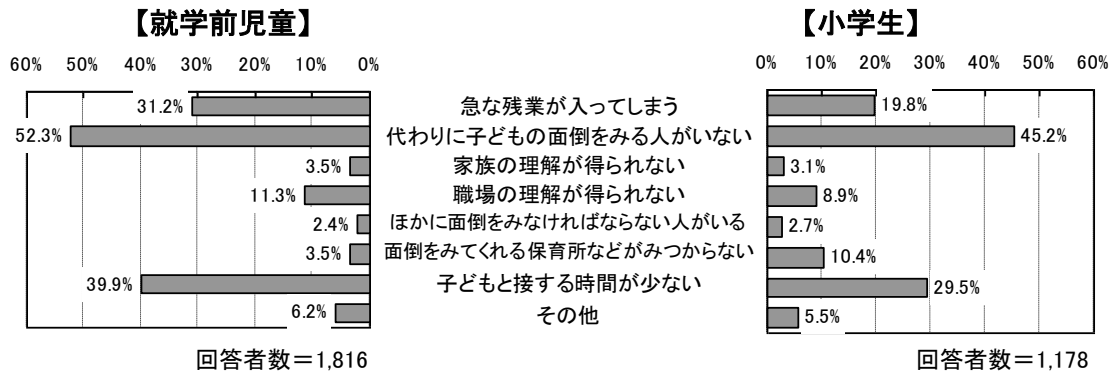
- ◆子どもがよく利用する公共施設は、小学生では「公園」が8割近くを占めて最も多く、次いで「図書館」が約4割が続いています。



3 仕事と子育て

■仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること

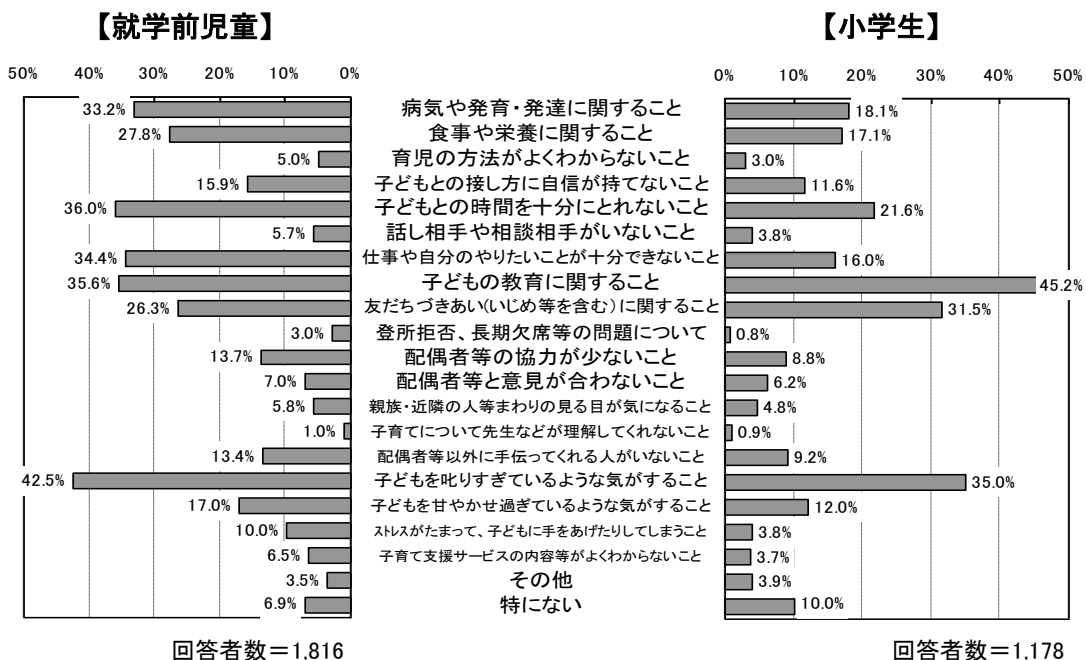
- ◆仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じることとしては、就学前児童、小学生ともに「自分が病気・けがをした時や子どもが急に病気になった時に代わりに面倒をみる人がいない」が最も多く、次いで「子どもと接する時間が少ない」、「急な残業が入ってしまう」が続いています。



4 子育ての悩みなど

(1) 日常悩んでいることや気になること

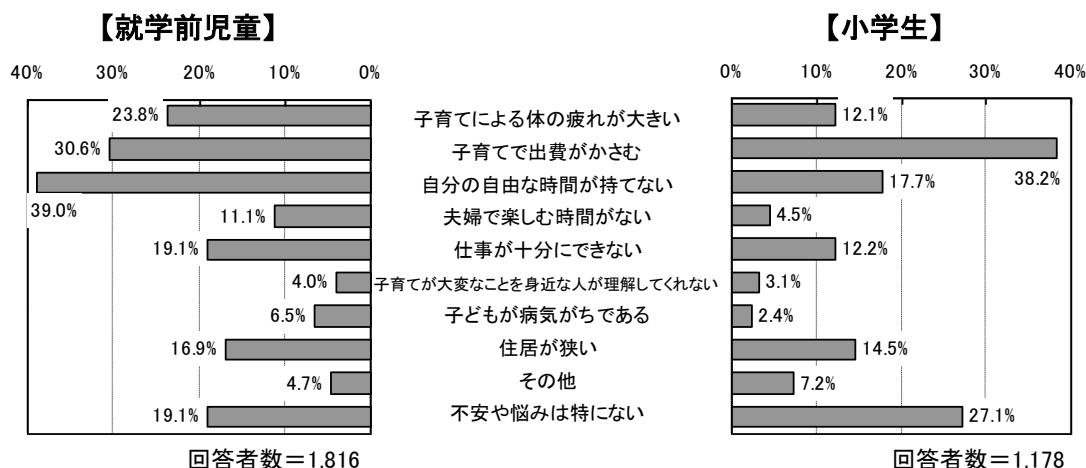
- ◆子育てに関して日常悩んでいることや気になることとしては、就学前児童では「子どもを叱りすぎているような気がする」が最も多く、次いで「子どもとの時間を十分にとれないこと」、「子どもの教育に関すること」が続いています。
- ◆一方、小学生では「子どもの教育に関すること」が最も多く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」、「友だち付き合いに関すること」が続いています。子どもの成長に従って悩みも変わっていることが分かります。



(2) 特に不安に思っていることや悩んでいること

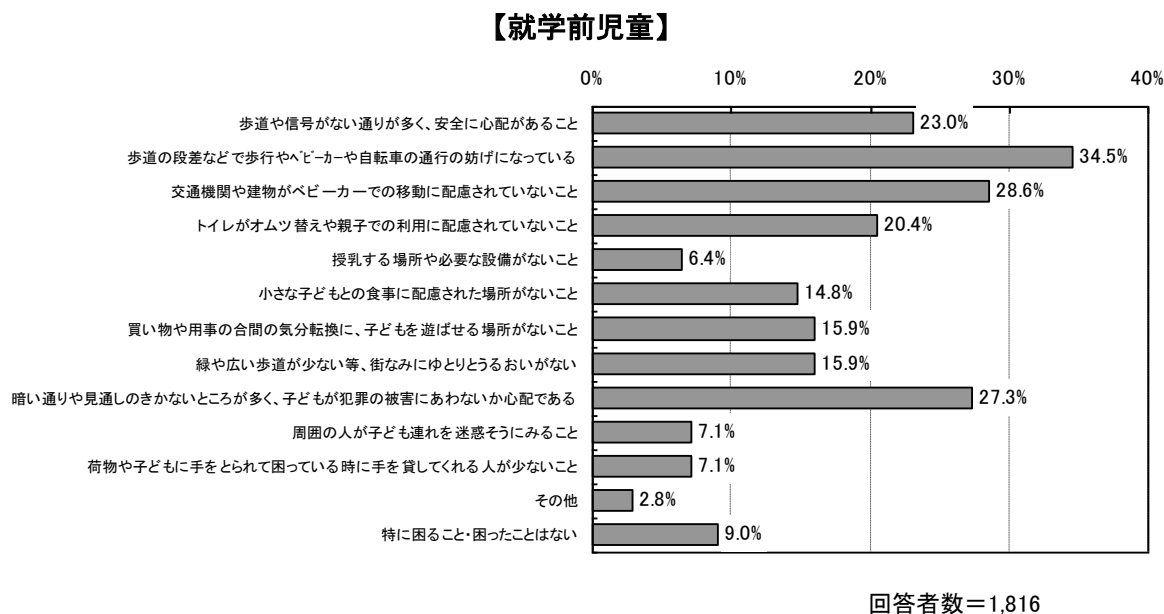
◆子育てする上で、特に不安に思っていることや悩んでいることについては、就学前児童では「自分の自由な時間が持てない」、「子育てで出費がかさむ」が3割を超えて多く、小学生では「子育てで出費がかさむ」が3割を超えています。

◆親にとっては経済的な負担感が大きいことがわかります。



(3) 外出の際、困ることや困ったこと

◆子どもと外出の際、困ることとしては、就学前児童では「歩道の段差などで歩行やベビーカーや自転車の通行の妨げになっている」、「交通機関や建物がベビーカーでの移動に配慮されていないこと」、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪にあわないか心配である」が多い結果となりました。

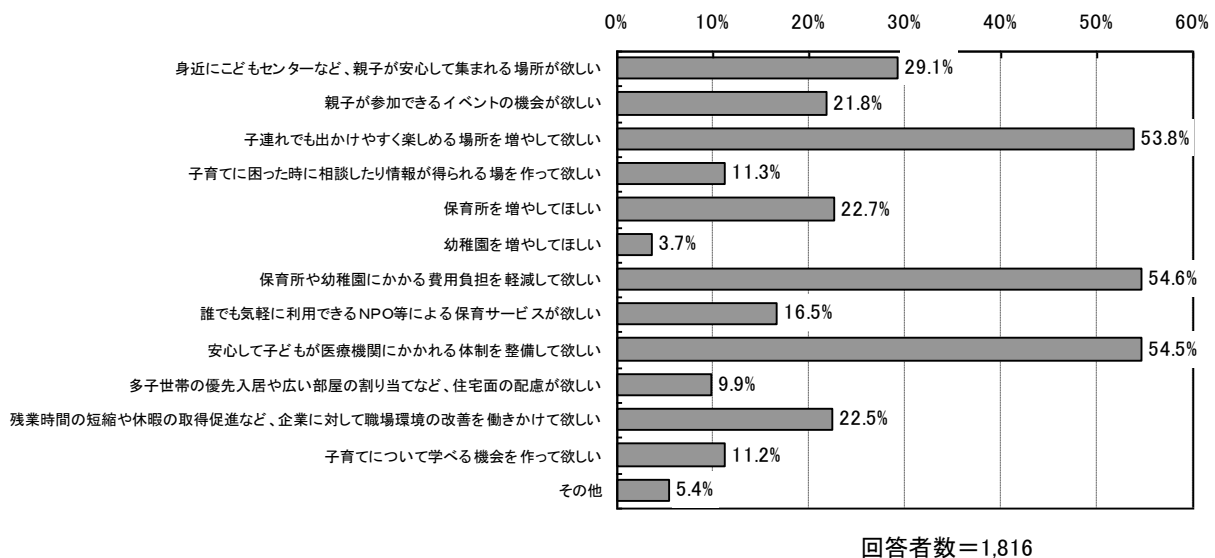


5 子育てに関する要望

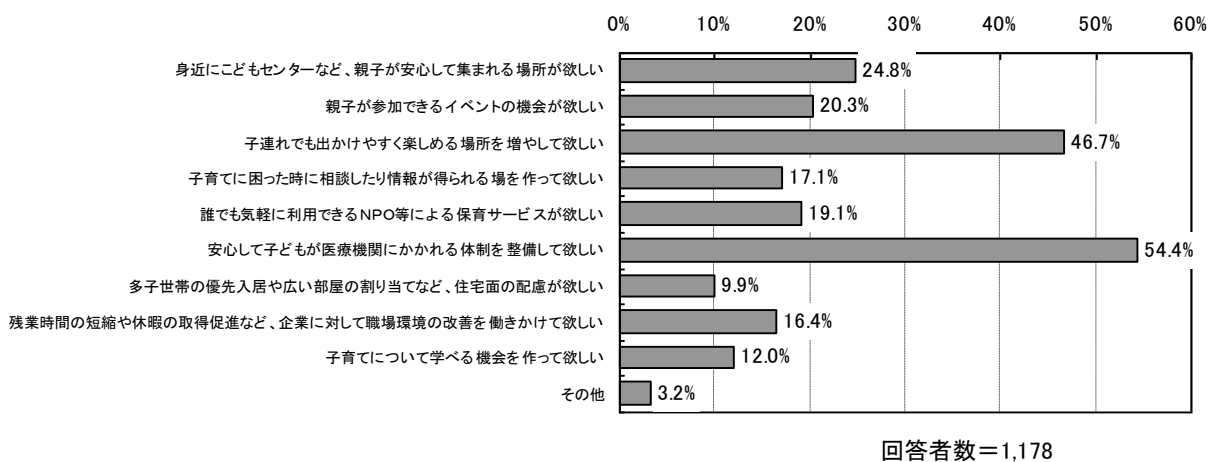
(1) 市に対して充実を図って欲しいと期待する子育て支援

- ◆就学前児童世帯で、市に対して充実を図って欲しいと期待する子育て支援としては、「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減して欲しい」、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備して欲しい」、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」の3点で半数を超える希望がありました。
- ◆一方、小学生世帯では、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備して欲しい」が半数を超す希望が出ています。

【就学前児童】

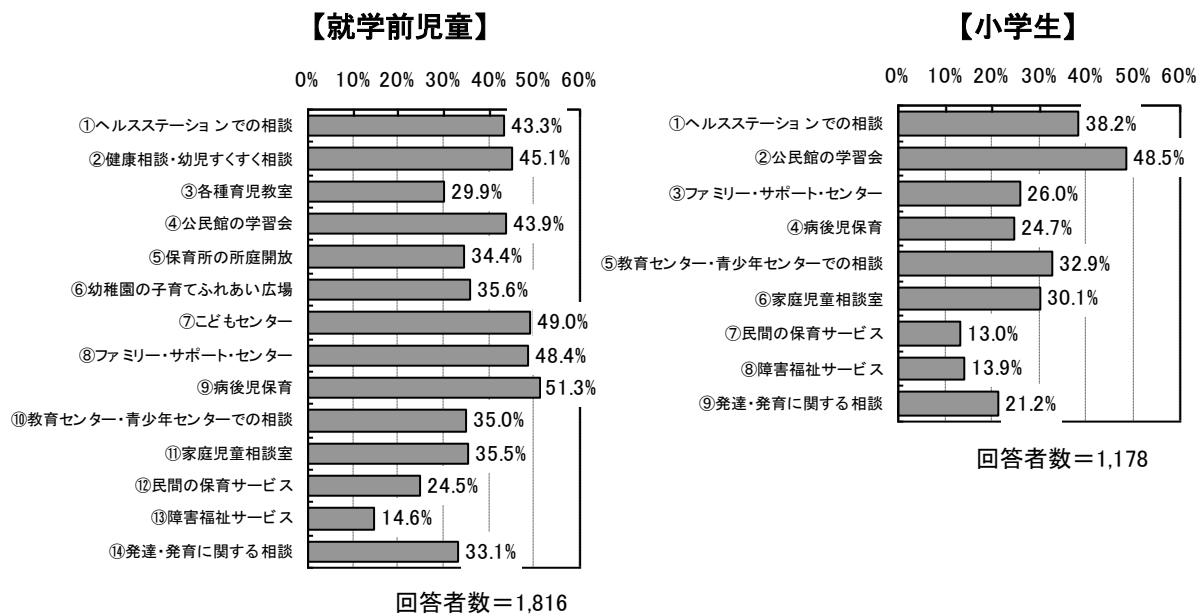


【小学生】



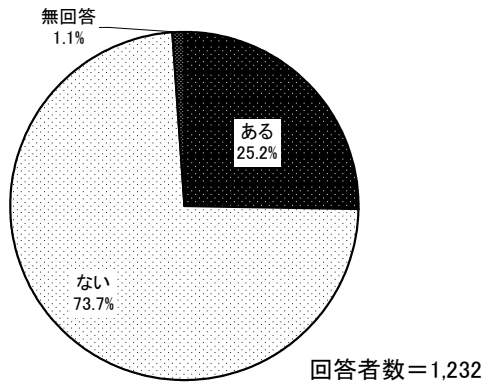
(2) 今後利用したい子育て支援サービス

- ◆ 今後利用したい子育て支援サービスとしては、就学前児童では、「病後児保育」、「こどもセンター」、「ファミリー・サポート・センター」で約半数の希望がありました。
- ◆ 一方、小学生では、「公民館の学習会」が約半数となっています。



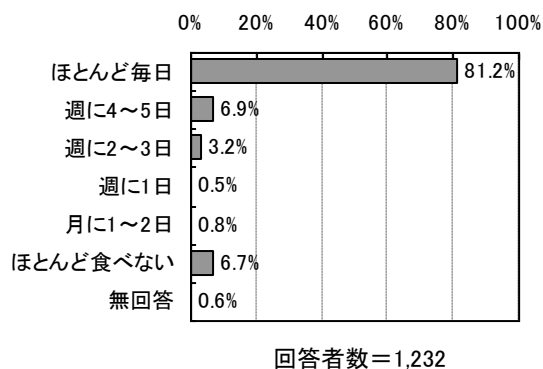
7 中学生・高校生の生活と意識

(1) いじめられた経験



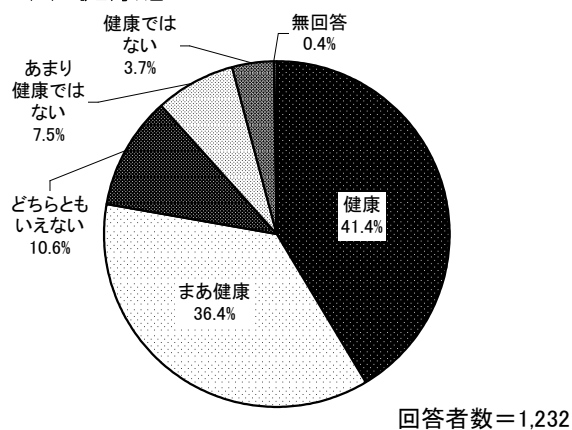
◆中学生・高校生のいじめられた経験については全体の4分の1が「ある」との回答をしています。同様にいじめた経験についても4分の1の生徒が「ある」と回答しています。

(2) 朝食の摂り方



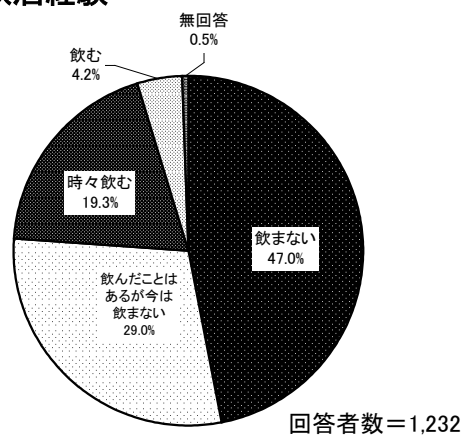
◆また、朝食の頻度については、「ほとんど毎日食べる」が8割を超えていますが、「ほとんど食べない」も7%近くおり、何らかの指導が必要と思われます。

(3) 健康感



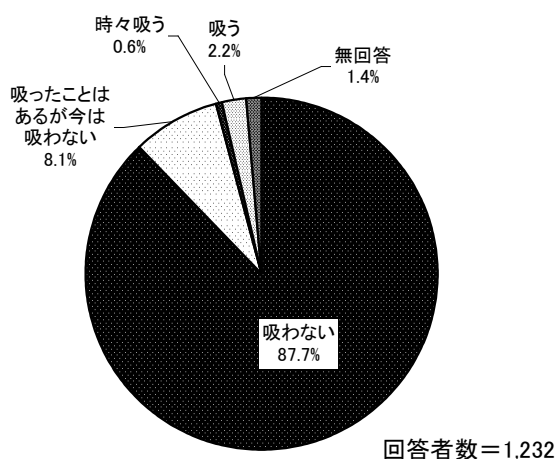
◆現在健康かどうかについては、「健康」が4割を超え、「まあ健康」と合わせると全体の8割近くが健康と認識していることがわかります。

(4) 飲酒経験



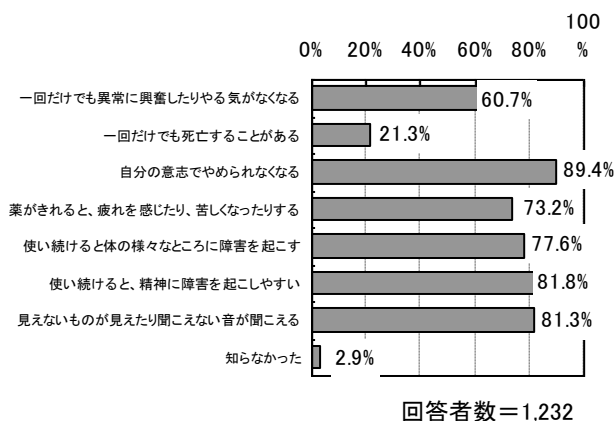
◆ 飲酒経験については、全体の半数以上が「ある」との回答で、さらに2割以上の生徒が「(時々)飲む」との回答をしており、かなり経験者が多いことがわかります。今後の生活指導が必要と思われます。

(5) 喫煙経験



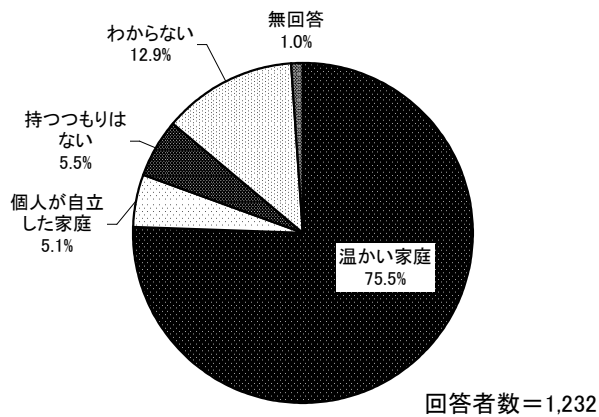
◆ 同様に、喫煙経験は、全体の 11%で「ある」との回答でした。

(6) 覚せい剤などの薬物の知識



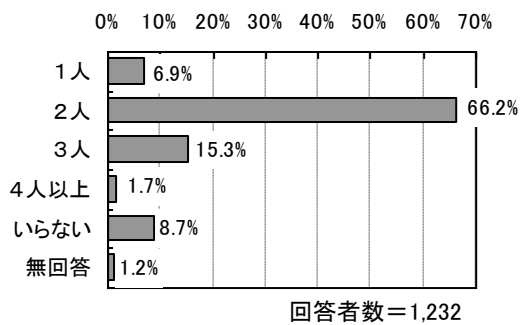
◆ 覚せい剤などの薬物を使った場合に、心や体に害があることを知っているかについては、「1回だけでも死亡することがある」(21.3%) 以外は6割以上の生徒が知っていました。

(7) 将来持たい家庭



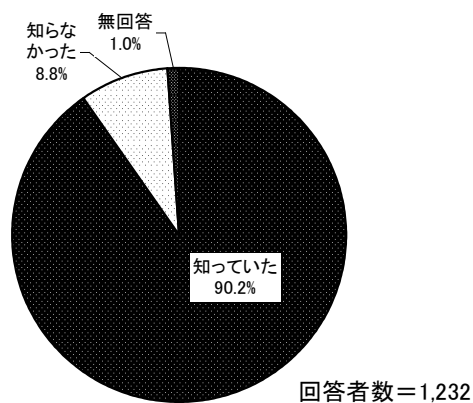
◆将来どんな家庭を持ちたいかについては、全体の4分の3が「温かい家庭」と回答していますが、「持つつもりはない」との回答も5.5%ありました。

(8) 将来ほしい子どもの数



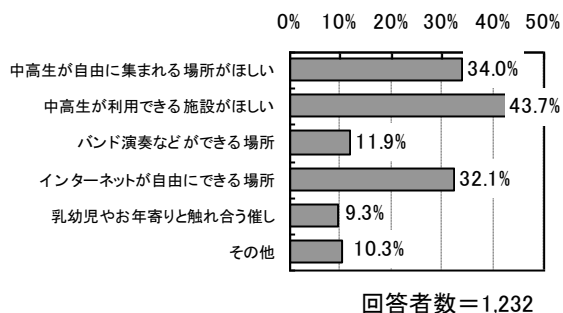
◆将来何人くらい子どもが欲しいかについては、全体の3分の2が「2人」と回答、次いで「3人」が15.3%、「いない」が8.7%、「1人」が6.9%で続いています。

(9) 少子化・高齢化についての知識



◆少子化・高齢化について知っているかについては、「知っていた」という生徒が全体の9割を超えており、中学生・高校生もかなり少子化の現状を認識できていることがわかります。

(10) 市への要望



◆市に対してしてほしいこととしては「中高生が利用できる施設がほしい」が全体の4割を超えて最も多く、次いで「中高生が自由に集まれる場所がほしい」、「インターネットが自由にできる場所がほしい」が続いています。



第3章 少子化や子育てをめぐる課題

A N A L Y S I S

第1節 保育ニーズ推計結果

(1) 通常保育

- ◆保護者の仕事または病気等により、家庭において児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育所で保育するものです。
- ◆アンケート調査結果及び児童人口の推計結果をもとに、現在保育所を利用していない方を含めて、保育ニーズを算出した結果、今計画目標年度の平成21年において、通常保育で約2,000人の保育需要がありました。

A. 推計ニーズ量(21年度)	B. 現状(16年度)
2,012人	1,602人

(2) 延長保育(1時間)

- ◆保護者の就労状況に配慮し、通常の保育所の開所時間を超えて保育を行うもので、現在、午後6時から午後7時までの延長保育を実施しています。
- ◆推計結果によれば、目標年度において、1時間延長で822人のニーズがありました。

A. 推計ニーズ量(21年度)	B. 現状(16年度)
822人	(定員なし)

(3) 夜間保育・延長保育(3時間以上)

- ◆夜間働いている保護者のために、保育所で保育を行うものです。現在、習志野市では実施されていません。
- ◆推計結果によれば、目標年度において、3時間以上の延長希望は、40人のニーズがありました。
- ◆本市では、都心で遅くまで働く保護者も多いことから、夜間保育所を開設する必要性があると思われます。

A. 推計ニーズ量(21年度)	B. 現状(16年度)
40人	未実施

(4) 休日保育

- ◆保護者が日曜日・祝日に仕事などで保育を必要とする場合、保育所で児童を保育する事業です。現在、習志野市では実施していません。
- ◆推計結果によれば、目標年度において、271人のニーズがありました。
- ◆現在の親の就業形態を考えると、事業実施が必要と考えられます。

A. 推計ニーズ量(21年度)	B. 現状(16年度)
271人	未実施

(5) 放課後児童会

- ◆保護者の仕事などにより、放課後に家庭が留守になっている児童について、遊びの指導や生活指導などをする保育事業です。
- ◆推計結果によれば、目標年度において、3年生まで含めて706人のニーズがありました。

A. 推計ニーズ量(21年度)	B. 現状(16年度)
706人	667人

(6) 一時保育

- ◆保護者が病気などで一時的に児童の保育が困難な場合に、保育所において一時的に児童を預かる事業です。習志野市では2保育所で実施しています。
- ◆推計結果によれば、目標年度において、1日平均95人のニーズがありました。
- ◆今後、緊急一時保育だけでなくリフレッシュ目的などのニーズも増加が予想されます。

A. 推計ニーズ量(21年度)	B. 現状(16年度)
95人	30人

第2節 アンケート調査結果からみた課題

1 次世代の親の育成

(1) 子どもの心身の健全な成長に資する教育の充実

◇特に小学生のいる家庭に対する何らかの教育的支援

小学生の世帯で、日常悩んでいること、気になることとしては、「子どもの教育に関すること」が45.2%を占めて、「子どもを叱りすぎているような気がする」に次いで多く、特に小学生のいる家庭には何らかの教育的な支援が必要といえます(小学生問 17)。

◇生活指導、健康指導の充実

朝食を食べる頻度が週に3日以下の中高校生が 11.2%おり、生活指導、健康指導が必要と思われます(中学生問 14)。

◇生徒への相談体制の整備

悩みごとを相談する相手がいない中高生が 12.3%おり、こうした生徒への相談体制の整備が課題といえます(中学生問 22)。

◇いじめ対策の検討

いじめた経験、いじめられた経験は約4分の1の生徒があり、対策の必要性について検討が必要と思われます(中学生問 7、8)。

◇生活指導の充実

飲酒経験、喫煙経験はそれぞれ 52.5%、10.9%の生徒があり、生活指導が必要と思われます(中学生問 24、25)。

(2) 次世代の親の育成

◇中高生など、次代の親の育成支援

中高生が将来子どもがほしいかについては、「いらない」が1割近くを占めており、こうした次代の親になる世代の育成支援が課題です(中学生問 35)。

2 子育て・子育て支援体制の整備

(1) 地域における子育ての支援

◇病後児保育、こどもセンター、ファミリー・サポート・センターの拡充

就学前児童で、今後利用したい子育て支援サービスとしては、「病後児保育」(51.3%)、「こどもセンター」(49.0%)、「ファミリー・サポート・センター」(48.4%)の順に多く、こうしたサービスの充実が必要となってきています(就学前問 6)。

◇リフレッシュ目的の一時保育の拡充

子どもの世話をしている保護者のリフレッシュ希望は 36.3%の保護者が「ある」と回答しており、リフレッシュ目的の一時保育の拡充が課題です(就学前問 19)。

◇経済的支援の検討

市に充実を期待する子育て支援策としては、「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減して欲しい」が 54.6%で最も多く(就学前問 32)、また、子育てする上で特に不安に思っ

いることや悩んでいることとしては、「子育てで出費がかさむ」が約3～4割を占めており(就学前問 24、小学生問 18)、何らかの経済的支援の検討が必要と思われます。

◇保育所や幼稚園における交流事業、情報提供の充実

保育所、幼稚園などにつき、不満が比較的多いのは「利用者間のネットワークづくり」であり、保育所や幼稚園における交流、情報提供事業の充実が必要と思われます(就学前問 21)。

◇親子で出かけられる施設の設置、充実に期待

市に充実を期待する子育て支援策としては、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」が53.8%を占めており、こうした施設の設置、充実が課題といえます(就学前問 32)。

◇放課後児童会の学年延長、施設の改善、時間延長の検討

放課後児童会に対する希望としては、「利用できる学年を延長して欲しい」が利用者の6割を超えて最も多く、次いで「施設設備を改善して欲しい」(38.2%)、「利用時間を延長して欲しい」(34.3%)が続いており、学年延長、施設の改善、時間延長の検討が必要と思われます(小学生問 10)。

(2) 職業生活と家庭生活との両立の推進

◇両立支援のサービスの提供や休暇の取得促進などの啓発

仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じることは、「自分が病気などの時に代わりに子どもの面倒をみてくれる人がいない」が最も多く、次いで「子どもと接する時間が少ない」、「急な残業が入ってしまう」が続いており、両立を支援するサービスの提供や休暇取得の促進などの事業所への啓発の必要性が大きいといえます(就学前問 25、小学生問 19)。

(3) 個別に支援を必要とする子どもへの迅速かつきめ細かな対応

◇子育て相談や虐待防止策の充実

子育てに関して日常悩んでいること、気になることとしては、「子どもを叱りすぎているような気がする」が42.5%、35.0%を占めており、子育て相談などを充実する必要があると思われます(就学前問 23、小学生問 17)。

3 親と子どもの健康・安全の確保

(1) 母子保健医療体制の充実

◇小児医療体制整備の検討

市に充実を期待する子育て支援策としては、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備して欲しい」が54.5%、54.4%で過半数を占めており、小児医療体制整備の検討が必要と思われます(就学前問 32、小学校問 26)

(2) 安心、安全な生活環境の整備

◇施設の整備、充実

家の近くの遊び場で日頃感じることとしては、「雨の日に遊べる場がない」が就学前、小学生ともに過半数を占め、こうした施設の整備、充実が課題といえます。

(就学前問 29、小学生問 23)。

◇特に小学生の防犯対策の充実

子どもと外出の際、困ることは、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配である」が 51.7%で最も多く、特に小学生の防犯対策の充実が課題といえます(小学生問 24)。



第3節 策定懇話会における意見

計画の策定にあたっては、習志野市次世代育成支援対策行動計画策定懇話会において、以下のとおりの意見をいただきました。

1 次世代の親の育成

(1) 子どもの心身の健全な成長に資する教育の充実

《学校教育》

- ◇いかに親として立派な人格を育てていくかは、学校教育に出発点がある。
- ◇心の教育、特に道徳は、どの学校も力を入れており、子どもたちの心を耕していこうというような試みが、随分熱心にされているが、子どもに一番影響を与えるのは身近で過ごしている保護者だ。
- ◇開かれた学校づくりは、学校評議員会だけでなく、子どもの居場所づくりや地域との連携を入れてほしい。
- ◇小学校から上の支援が薄い。最近困難を抱えている生徒が多いので、聞いてくれる場所、居場所があるとよい。
- ◇スクールカウンセラーの方が中学校に配置されているなど、保護者が知らない情報が多い。

《地域や家庭の教育力》

- ◇今は大人がすべて社会に吸収されていて、子どもの周りに大人がいない状況なので、もっと子どもの周りに大人がいて、いろいろ目を配ってあげたらいい。
- ◇家庭教育学級はいろいろやっているが、そこに行かない親が問題だ。
- ◇今の子どもは、全体として精神的に弱いといえるが、その原因は、いわゆる過保護で、先に手を出し、口を出しというような家庭が増えているから。
- ◇「家庭力」で、家庭は子どもが中心ではなく、本当は親が中心とならなければいけないのに、親が責任を回避しているところがある。
- ◇子どもの夢を育てるには母親、父親の指導力が重要で、自然に育つのではない。
- ◇親自身が生きるためのたくましさを持ち、考え方を変える必要がある。

《食育》

- ◇食育は大事で、幼児や小学校に入った子の食生活についてアドバイスがあるとよい。
- ◇一緒にテーブルを囲むということを必ず入れていただきたい。
- ◇食育という言葉は非常に幅が広いので、習志野市は食育のどの部分を重点的にやっていきたいのかというところを出した方がいい。

(2) 次世代の親の育成

●少子化の原因

- ◇今は子育てが大変、大変ばかりで、子育ての楽しさをいわない。
- ◇少子化については、フリーターが多く、経済的基盤が弱いいため、結婚や子育てが考えにくい。
- ◇経済的なものと子育てに関する不安の二つが大きい。
- ◇会社では、結婚しない社員も多いが、結婚したくないわけではなく、チャンスがないのが理由。
- ◇結婚以外に興味を引かれるものがあり、また、結婚しても核家族の共働きでは少子化はやむを得ない。
- ◇年齢が上がるほど結婚はしにくい。

●少子化対策

- ◇子どもが欲しいと思う方がほとんどなので、そういう国の環境づくりが大事だ。
- ◇この計画で出生率を上げるためには、産みたくるように、育児休業中の給与補填など、経済的な支援が必要だ。
- ◇次世代の親の育成には、小中学生、高校生の親に対する支援が必要ではないか。
- ◇経済的支援は大事であり、習志野市は公立幼稚園、保育所が多く、経済的に助かる。
- ◇最近出産に費用がかかるようになってきているが(フルコース付など)、もっと安くならないか。
- ◇子どもの教育にお金がかかると、子どもはいらないということになる。私立大学まで出すのに何千万円かかるのなら、1人産むのをやめて家を建てることになる。
- ◇介護保険で1割負担なのに、子どもは何で3歳以上は3割払わないといけないのか。
- ◇国でお金を出してといったらそれで終わってしまうので自治体でも具体的に考えるべき。

●次世代の親の育成

- ◇次世代の親の育成は、学童期から大学生を含めて考える必要がある。
- ◇思春期、高校生に関しての具体策がないので、高校生に子どもっておもしろいということを伝えるべきだ。
- ◇高校生等にボランティアの経験をさせるというようなものを検討すべきだ。
- ◇習志野は大学が3校、高校が4校あり、この学生に働きかけることで何かできる。
- ◇中退する高校生も多いが、その場合の新たな道を探すのを助けるべきでないか。
- ◇結婚する前から子どもに直接触れる機会をつくるべきだ。

●職業教育

- ◇今後は中学校、高校あたりで、人間の生き方であるとか、職業についての考え方に力を入れていくべきである。
- ◇子は親の背中を見て育つので、インターンシップなどと絡めて、仕事をしている姿を子どもに見せるのが重要だと思う。
- ◇職業教育に関連し、どんな仕事か実際に知らせ、考えさせることが必要ではないか。

2 子育て・子育て支援体制の整備

(1) 地域における子育ての支援

《こども園》

◇こども園については、保育所の保護者が幼稚園の保護者と交流ができないのでは、という不安がある。

◇こども園は費用もかかるので、空き教室の活用など、公的資源の活用も考えるべき。

◇幼保一元化も、オープン、バラエティの方向性であってほしい。

《放課後児童会》

●時間延長

◇放課後児童会は6時までだが保育所は7時までで、30分位の時間延長を希望する。

◇放課後児童会の時間延長は切実だと思う。東京勤務だと7時でも早い。

◇子どもの幸せが第一で、6時では暗い。

◇4年生以上も受け皿としてはあってもいいが、7時は遅い。

◇長時間の保育はエスカレートする可能性もあり、子どもとの時間が短くなるのはどうか。

●学年延長

◇共働きの親の願いはわかるが、4年生を縛り付けておくのは疑問だ。

◇4年生以上は習い事や友だちとの遊びでどうかと思う

◇経験上、子どもが小さいうちは確かに心配だが、3年生になると学童がいやと言うようになる。

●その他

◇放課後児童会で希望者全員を受け入れるというが、希望者は増えつつあり、今でもすし詰め状態。1施設で80人というところもある。1人あたり平均 2.56 m²しかない。

◇中高生と遊ぶのは、乳幼児だけではなく、学童期の子どものためにも大事であり、ボランティアで受け入れる体制が必要。

◇子どもが夏休みとかに、横浜では「はまっ子」という、元教師の方が無料で預かってくれるシステムがあった。カレンダーがあり、預けたい時に預けられる。1年から6年まで全部が対象。これだと塾などもアレンジができる。

《保育所》

◇保育所は特に親が行事に参加できずに親同士の交流がない。

《子育て支援サービス》

●担い手

◇子育て支援にOG・OBやボランティアを使ったり、また、保育士の資格も柔軟に考えるべきだ。

◇高齢者が育児にかかわると、育児も伝承されるし、子どもに柔らかくあたれ、これからは高齢者のための育児教室をやった方がいいと思っている。活性化もする。

◇社会背景が変わっており、介護保険のように子育てにおいても子育て支援専門員のような制度ができて、そういう人たちがマネージメントなりアレンジできれば良くなる。

●場所

- ◇近くで子連れで交流できる場所が少ない。また、「公園デビュー」という言葉があるが、うまくコミュニケーションが取れない親が多い。
- ◇子育て中のお母さんが乳母車を押して集まれる場所のニーズが大きい。
- ◇公民館の幼児室、児童室はフリースペースで無料で使えるのでPRすべきだ。
- ◇学校とか幼稚園、保育所という公的機関は、その施設、行事をきっかけに地域力を高めていくという新しい方向性が見出せないか。

●ファミリー・サポート・センター

- ◇ファミリー・サポート・センターで、地域によっては提供会員が少なく困っている。

●一時保育

- ◇保育所の一時保育の利用者は多いので、もう少し増やして欲しい。
- ◇市の支援が期待されており、一時保育など、要望が実現できるとよい。
- ◇一時保育を全保育所でという意見もあるが、通常保育の定員が満員でできない保育所もある。

●こどもセンター（地域子育て支援センター）

- ◇こどもセンターが1か所あるが、近くにないので、町会の集会所にできないか。そこをお母さんが運営したら費用もかからないのでいいと思う。

●相談

- ◇子育て中、必要なのは自分の悩みを相談できる場所。
- ◇子育て上の不安というのはやはり心の問題で、お母さん自身が未熟なために不安になっており、それを解消するためには親育てが必要だ。
- ◇インターネット上にお母さんの部屋とか、悩みを相談できる場を設けたらよい。

●預かり保育

- ◇預かり保育の導入について、急いで全園というのはどうか。浦安は15園のうちの3園のみ。通園区域も幅を持たせて弾力化している。職員も雇用して対応。現場も混乱するし、子どもの立場からも、現状に沿った形で導入をしてほしい。

●その他

- ◇子育て支援に関する施策というのは習志野市は非常に進んでいると思う。
- ◇「子育ての社会化」が必要。

《子育て支援のネットワーク化》**●コミュニケーション、ネットワーク**

- ◇習志野市では地域のコミュニケーションがほとんどなく、子育て支援は難しい。
- ◇お母さんの孤立化を防ぐため、皆がサポートしていることを知らせるのが大事。
- ◇親を育てるのも、子を育てるのも基本は地域だと思うが、今は互助の精神がなくなり、今後は地域のネットワークとかシステムというものを構築することによって対応する必要がある。
- ◇お母さんはひとりで考え込んで相談する人が身近にいない状況なので、ふだんからの町会とか、そういうものの活性化の中で子育て支援ができればいいと思う。

◇計画には行政、住民がやるべきものがあるが、ボランティア団体の活用など、行政がネットワーク化すべきではないか。

●子育て支援情報

◇こども部があるので、ここに窓口があると市民にとっても浸透しやすい。

◇ヘルスステーションに問い合わせをすると情報があるので、PRがポイントだ。

◇以前住んでいた所では、保健師さんが訪問してくれていろんな情報をくれたので助かった。

◇母子健康手帳交付時に、子育てマップや子育てサークルの一覧を欲しい。

◇保育所でもメールで情報交換しているところもあり、広報でも役所のホームページでも、携帯のサイトでも簡単に情報が見られる仕組みがあると違ってくる。

◇情報については、出生届で会員証をあげて、インターネットのサークルみたいなものを管理したらどうか。

《子どもの遊び場》

◇今は子どもの遊ぶ場所、広場がなく、自分で考えて生きるというのが非常に難しい。たくましさにはほど遠いような現実だ。

◇公民館が7館あるというのは、非常に恵まれた状況にあるので、例えばそういうものを活用して、子育てしやすい街づくりの中に生かしていけないかと思う。

◇公民館における幼児室などのフリースペースの確保を具体的施策に入れて欲しい。

◇放課後の地域スポーツクラブ、NPOによる子ども劇場、ボーイスカウト、ガールスカウトなどのネットワークづくりができるとよい。

◇具体的な施策として、公園の冒険遊び場を盛んにやっている自治体もあり、公園での子育てを視野に入れることも必要。

◇NPO 法人でプレーリーダー養成講座をやっており、市で NPO を援助する取り組みも必要だ。

(2) 職業生活と家庭生活との両立の推進

《企業における子育て支援対策》

●企業の子育て支援

◇職業生活と家庭生活の両立の推進では、行政と企業の連携が必要ではないか。

◇子どもを育てながら働ける企業があれば、産む人は多くなる。

◇男性が6時、7時に会社から帰れることは、会社が変わらないとまず無理。

◇企業内保育というのが理想的な形ではないか。

◇進出してくる企業に対して、市として指導していくことも必要かもしれない。

◇北欧で出生率が上がっている国は、男女とも育児休暇がとれる。日本も意識を変えるべき。

◇例えば有給休暇の半日休暇制度とか、やりやすいところから指導したらどうか。

●企業に対する支援

◇男性の子育て参加は企業によるが、企業の次世代行動計画については税の軽減などがあると習志野市として特色が出る。

◇企業支援で、休んでいるときの保障について何%補助するとかでも大分違う。

◇企業内保育は習志野市では2社がやっていたが、そういう企業には、市としてもISOみたいに広報などでPRすべきではないか。

◇福利厚生をやることに対する助成を要望したい。

●その他

◇また、男女共同参画センターで女性の再就職の支援もあり、これも支援になる。

《男性の子育て参加》

◇最近は、お父さんが子どもの面倒見もよく、協力的。

◇今の若いお父さんは有給休暇を出して、子どもの運動会等に出ていて、これは会社も容認している。

◇仕事と子育てでいえば、仕事優先になって休みはとりにくいし、休めば収入も減る実態だ。

◇父親の子育て参加も重要で、大垣市では「サタパパサロン」を打ち出している。

◇埼玉県では、県がインターネットで「パパ早く帰ろうキャンペーン」というキャンペーンをして普及啓発活動をしており、習志野でもインターネットで情報を書き込める枠を設けたらどうか。

◇月に1回でも30分でもいいから早く帰れば子どもはすごく喜ぶ。たまに父親が迎えに行くと、子どもも喜び、また父親も子育てがわかってよいのではないか。

◇男性の子育て参加については、男性の意識を変えることが必要だ。

(3) 個別に支援を必要とする子どもへの迅速かつきめ細かな対応

《児童虐待防止》

◇児童虐待対策は、保健師の家庭訪問などで見つかることもあるが、近所づきあいがあれば見えてくる。

《障害児施策》

◇障害児の支援については、ノーマライゼーションの観点から、施設の拡充、紹介などで終わるのではなく、普通の子と一緒に生活できることが望ましい。

◇障害はわかりにくく、情報が必要で、相談しやすい子育て相談、発達相談が重要。

◇障害に対する市民の認識も、ノーマライゼーションの中で啓発が必要だ。

◇障害児保育について、自分の子がうまく障害児とやれるか心配な母親も多いため、障害児のいない保育所では障害児と遊べる機会を設けてほしい。

3 親と子どもの健康・安全の確保

(1) 母子保健医療体制の充実

《母子保健》

◇母子健康手帳をもらった時点で、同じ地域の母親が集まる機会があるとよい。

◇乳幼児健診について、できれば年に何回かでも仕事が休みの土曜日などにしてほしい。

◇2歳児は自費で病院で健診したりしているので、1歳半と3歳なども市からの健診票を持っていけば受けられるような制度ができればいいと思う。

◇母子保健で、訪問するまでは嫌がられることもあるが、訪問してよく話を聞くように心がけている。

◇母子保健が大事だが、人も時間も足りない。困っている人が健診にも来ない。

◇いやがる親もいるが、子育て期に保健師が家庭訪問をし、アドバイスすることは重要だ。また、これに代わる対策も必要だ。

《思春期保健》

◇思春期保健は、子ども達だけでなく親も含めてすべき(問題が低年齢化している)。

◇早期妊娠・中絶という問題があり、教育委員会や保健師さん等、思春期に対してのネットワークも作っていただけたら親も助かる。

《小児医療》

◇お母さんが一番不安に思うのは金曜日の夜で、その時間に専門医の電話相談があると安心だ。

◇習志野には市民病院がないので、夜間の救急や電話相談があると安心だ。

(2) 安心、安全な生活環境の整備

《外出環境》

◇歩道が狭くて段差があり、ベビーカーで歩けないという声が多く、改善の必要がある。

◇JR津田沼駅はバス停が下なのでベビーカーを使って階段を上り下りしなければならないため、市が働きかけをして欲しい。

《防犯対策》

◇「安全」に子育てができることが一番大切だ。

第4節 パブリックコメントによる市民の意見

1 次世代の親の育成

(1) 子どもの心身の健全な成長に資する教育の充実

- ◇不登校の子どもやその親に対して、「フレンドあいあい」だけではなく、より充実した支援を希望する。(川崎市の「子ども夢パーク」のような場所)[同様意見 他3件]
- ◇30人学級を実現してほしい。[同様意見 他4件]
- ◇学校を選べるようにしてほしい。
- ◇学校の校庭を開放してくれると安心して子どもを遊ばせることができる。
[同様意見 他1件]
- ◇働いている人間にとっては、PTAの役員を引き受けることやPTAの行事は負担である。PTAの業務を委託してもらうことも考えてよい。

(2) 次世代の親の育成

- ◇性道德が乱れる現代、子どもだけではなく親にも教育することが重要である。

2 子育て・子育て支援体制の整備

(1) 地域における子育ての支援

《放課後児童会(学童保育)関連》

- ◇小学4年生以上の学童保育をお願いしたい。せめて春休み・夏休み・冬休みの長期休暇中だけでも受け入れてもらいたい。[同様意見 他31件]
- ◇指導員の人数を増やしてほしい。時間により指導員が1人のときがある。また、指導員への十分な教育・研修を実施してほしい。[同様意見 他17件]
- ◇学童の時間を延長してほしい。[同様意見 他10件]
- ◇学童が40人以上になったら部屋を分けてほしい。また、施設をもっと充実させてほしい。(冷暖房の充実、畳の張替えなど)[同様意見 他14件]
- ◇学童でのゲーム機の使用はやめさせてほしい。学校で禁止されているのに学童で使用するというのはおかしいのではないか。

《保育所・幼稚園関連》

- ◇一時保育を充実させてほしい。(市内すべての保育所で導入、緊急時・リフレッシュでも十分利用できるようにしてほしい)[同様意見 他3件]
- ◇公立幼稚園でも3歳児保育を実施してほしい。[同様意見 他4件]
- ◇保育所・幼稚園の施設が老朽化しているため、安全面に不安がある。[同様意見 他5件]
- ◇病後児保育の時間を AM7:30~PM7:00 くらいに設定してほしい。有給休暇を半日取らないと病後児保育を受けられないので不便である。

《その他》

◇児童館を充実させてほしい。また公民館を子どもに使いやすいようにしてほしい。

〔同様意見 他9件〕

◇地域子育てセンター(こどもセンター)をもっと増やしてほしい。新規の施設を作らずとも、既存の幼稚園・保育所を利用する方法もある。〔同様意見 他7件〕

◇冒険遊び場(プレーパーク)を習志野でも実施してほしい。〔同様意見 他4件〕

(2) 職業生活と家庭生活との両立の推進

◇市内事業者①就学前の子どもを持つ従業員への残業の規制②労働基準法、就業規則の完全遵守、実施を求めるよう、市から指導してほしい。

◇社会進出する女性のスピードに対して安心して子どもをあずける場所の確保や、会社の受け入れ体制がまだまだである。

◇男性の育児休暇取得を促進することが必要である。群馬県太田市のように、男性職員の育児休暇を義務付けるのも1つの方法ではないか。

(3) 個別に支援を必要とする子どもへの迅速かつきめ細かな対応

◇障害のある子どもの居場所がない。子どもが中学生になったら、親が共働きすることはできなくなる。

◇軽度の障害がある子どもは中途半端に扱われるので支援してほしい。

◇障害児への専門教育も必要だが、健常児と分離して教育してほしくない。子ども達には、世の中には様々な個性があることを小さいうちから学んでほしい。

3 親と子どもの健康・安全の確保

(1) 母子保健医療体制の充実

◇小児医療を充実してほしい。夜間救急があるが、院内処置はできず結局海浜病院にまわされることが多く不便である。また、休日当番医の病院に行っても、小児科ということで断られることがある。

(2) 安心、安全な生活環境の整備

◇最近是不審者が出ることもあり、子どもが無事に帰ってくるか本当に不安である。街灯や信号機を増やすなど、安全に子育てができるよう防犯面に力を入れてほしい。

〔同様意見 他8件〕

◇公園はあるにはあるが、人通りが少なく変質者がいる時もある。人通りがあり明るい場所に公園を作してほしい。砂場にシートをかけて清潔に保ってほしい。〔同様意見 他8件〕

【計画体系以外の意見】

◇具体的な行動計画を早く市民に示してほしい。〔同様意見 他5件〕

◇行動計画策定にあたり、タウンミーティングを実施してほしい。〔同様意見 他8件〕

第5節 課題の整理

1 次世代の親の育成

(1) 子どもの心身の健全な成長に資する教育の充実

①学校教育

- ◆子どもの自立力を育むため、確かな学力を身につけることに加え、職場体験などの多様な体験ができるよう努める必要があります。
- ◆また、学校に地域の風が吹くように、地域交流事業や学校評議員制度などを充実させる必要があります。

②家庭や地域の教育力

- ◆今後も公民館における家庭教育学級の充実などが必要と考えられますが、さらにボランティアを活用した各種活動など、地域の自主的な活動を積極的に取り入れる取り組みが必要と思われます。

③「食育」

- ◆中高生へのアンケート結果から、中高生の中に相当数、朝食を食べない生徒がいると思われるため、乳幼児期からの食育の推進が今後必要と思われます。

(2) 次世代の親の育成

- ◆子どもが社会や子育てにふれる経験が少ないことから、中高生の職場体験、乳幼児とのふれあい体験を充実させる必要があります。

2 子育て・子育て支援体制の整備

(1) 地域における子育ての支援

①子育て支援サービス

- ◆核家族世帯、共働き家庭が増えており、病後児保育、一時保育、ファミリー・サポート・センター、地域子育て支援センター(こどもセンター)など、子育て支援サービスへのニーズは多く、これらに対する対応が必要となっています。
- ◆その際、従来の事業別の対応だけではなく、サービス利用者の視点からは、こども園のように、子育て支援を統一的、一体的に行う事業の展開が必要になってきています。
- ◆放課後児童会については、現在3年生まで受け入れています。保護者から学年延長、時間延長の希望も多いため、学年延長、時間延長につき検討していく必要があります。
- ◆さらに、子育て支援サービスの提供にあたっては、時間と体力的にゆとりのある高齢者を含めた子育て後の世代を活用することが、地域全体の子育て支援という観点から必要です。

②保育サービス

- ◆保育サービスについては、待機児童の解消が当面の課題ですが、親の就業時間に合わせて、休日保育、延長保育なども充実させる必要があると考えられます。
- ◆ただし、本市では市立幼稚園が充実しており、幼稚園でも今後預かり保育などに積極的に取り組むため、これらの動きと合わせて、効率的、効果的な対応が必要と考えられます。
- ◆また、保育所や幼稚園においては、利用者間のネットワークづくりが課題といえ、様々な情報提供や交流事業を充実させる必要があります。

③子育て支援のネットワークづくり

- ◆現在鷺沼にあるこどもセンターは多くの子育て家庭に利用されているため、計画期間内に設置が予定されている2か所のこども園のこどもセンターを合わせ、これを核として今後の子育て支援のネットワーク化を進めることが望ましいと考えられます。
- ◆その際、より地域に根ざした子育て支援とするため、こども園を拠点とした市役所、健康福祉センター(保健所)、児童相談所などの関係機関やNPOなどの活動を含めて情報提供、ネットワーク化を進めていくことが必要です。

④児童の健全育成

- ◆市内には公民館が7館あり、これを中心に子どもの居場所づくりを考えていくことが望ましいと思われますが、こうした施設がない地域では、学校の空き教室など、他の施設を子育て支援の場として積極的に活用していくことが必要と考えられます。

(2) 職業生活と家庭生活との両立の推進

- ◆核家族世帯、共働き家庭が増える中で、仕事と子育ての両立支援は重要性が増してきており、各種サービスの提供とともに、休みを取りやすくする制度・雰囲気づくりなど、事業所へ働きかけを積極的に行う必要があると考えられます。
- ◆また、家庭においても、女性に偏りがちな子育ての負担を男性も担うことができるよう、男性の子育て参加を促す対策が必要と考えられます。

(3) 個別に支援を必要とする子どもへの迅速かつきめ細かな対応

- ◆現状ではプライバシーの保護の面などから、虐待の防止、早期発見が難しいため、今後は組織的に虐待防止ネットワークを構築し、虐待防止、早期発見に努めていく必要があると考えられます。
- ◆ひとり親家庭の自立支援を図るとともに、ひとり親家庭自立支援員を中心とした相談、情報提供体制を充実させる必要があります。
- ◆さらに、障害のある子どもについては、ノーマライゼーションの観点から、保育所や幼稚園等において健常児との保育・教育を推進する必要があると考えられます。

3 親と子どもの健康・安全の確保

(1) 母子保健医療体制の充実

①母子の健康確保

- ◆健診、訪問を保護者に対する子育て支援の機会にすべく、引き続き受診率の向上を図るとともに、医療、福祉、教育関係者などと連携した、きめ細かな子育て家庭のフォローが必要と考えられます。

②思春期保健

- ◆思春期が低年齢化していることから、乳幼児期から親も含めての保健教育が必要と思われます。
- ◆また、思春期の子どもに関して、保護者をはじめ、保健、医療、福祉、教育関係者などからなるネットワークを構築することも必要と思われます。

③小児医療

- ◆市内には市立病院がないため、近隣市との連携も含めて小児医療体制を整備していく必要があると思われます。

(2) 安心、安全な生活環境の整備

- ◆これまで、駅や道路、市内の公共施設のバリアフリー化を進めてきましたが、今後も民間施設などの更なるバリアフリー化を進める必要があります。
- ◆より効果的な交通安全教室となるよう、子どもと保護者や高齢者などが一緒に交通安全教室を受けられるようにする必要があると考えられます。
- ◆防犯に関しては、各種防犯設備の設置と併せ、情報の把握が重要と考えられるため、情報の収集・交換体制をさらに整備していく必要があると考えられます。
- ◆また、ボランティアを活用したパトロールの充実など、特にソフト面での防犯対策をさらに推進していく必要があると思われます。

第4章 計画の体系

S Y S T E M

第1節 基本目標

第1章の基本理念、基本視点、また第3章での策定懇話会の意見やアンケート調査結果・パブリックコメントでいただいた意見を踏まえ、本計画の基本目標として、以下の3つの目標を設定します。

1 次代の親の育成を支援します

- ◆子どもが、心身とも健全な次代の親となることは、子どもの成長にとってその目標ともいえますが、一方で社会の持続的な発展のためにも欠くことのできないことです。
- ◆そこで、こうした次代の親の育成を支援していくことを基本目標とします。

2 子どもの心身の健全な成長と自立を支えます

- ◆子どもが健やかに生まれ、人間性豊かで心身とも健全な自立した人間に育つことは、子どもたちにとってひとつの権利であるとともに、子どもを育てる親や地域にとっては生きる喜びでもあります(児童の権利条約、児童憲章)。
- ◆そこで、子どもの心身の健全な成長と自立を支えることを基本目標とします。

3 安心して子育てができるよう支援します

- ◆子育てについての第一義的責任は家庭にあります。かつては一般的だった三世帯同居による祖父母の援助や、隣近所の助け合いも、急速に核家族化や都市化が進んでいるなかでは多くを期待できない状況になってきており、親の子育て負担はかつてないほど大きくなっています。また、犯罪の増加や生活環境の悪化など、子育て家庭にとって現在は安心して子育てできる環境にはありません。
- ◆そこで、今後は家庭や保育所、幼稚園、学校、地域社会、企業、行政などが連携し、地域としてきめ細かな子育て支援サービスを提供していくことにより、親の子育て負担を軽減しつつ、また環境面での改善を図って、親が安心して子育てができるよう支援することを基本目標とします。

第2節 基本施策

基本目標を実現するための基本施策として、本計画では以下の3つの柱を設定しました。

1 次世代の親の育成

- ◆子どもが心身ともに健やかに成長し、豊かな心を持った大人に育つよう、学校などの教育環境を整備するとともに、家庭や学校、地域社会の十分な連携の下で、家庭や地域の教育力の向上を図ります。また、子どもを取り巻く有害環境対策にも取り組むとともに、子どもの健康、発達に大きな影響を及ぼす食生活について指導していきます。
- ◆思春期を迎えている子どもには、次世代の親としての意識付けを図る一方、男女共同参画社会について、各種普及、啓発活動を充実していきます。

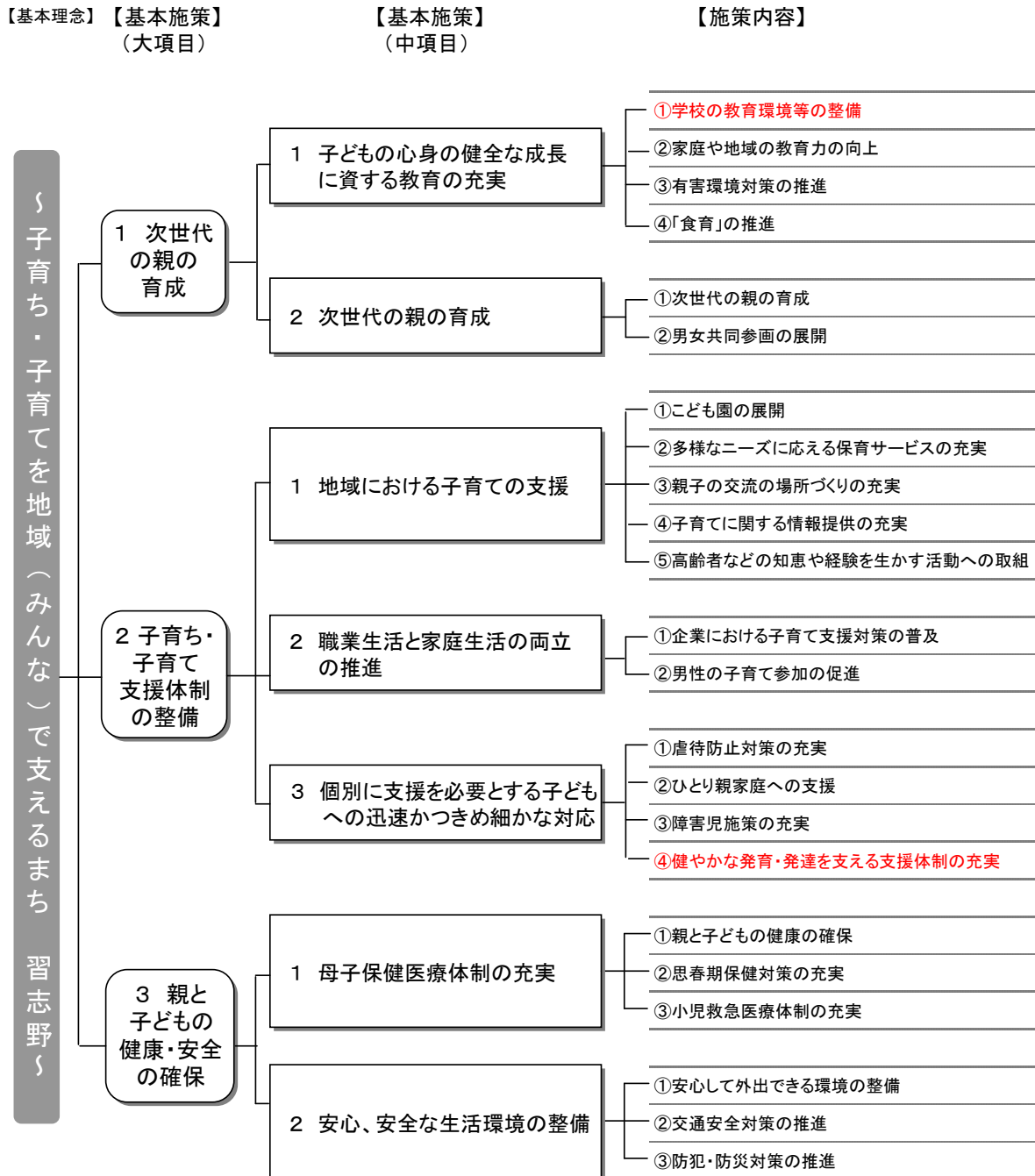
2 子育て・子育て支援体制の整備

- ◆幼稚園と保育所、こどもセンターが一体となった施設であるこども園が、構造改革特区で認定されており、このこども園の着実な整備を図ります。また、通常保育や放課後児童会など、多様なニーズに応える保育サービスの充実、子育て支援の拠点、ネットワークづくりに取り組みます。さらに、子育てに関する情報提供の充実や高齢者などの知恵や経験を生かす活動にも取り組むなど、地域全体として、子育ての支援を充実させます。
- ◆共働き家庭やひとり親家庭が増えており、こうした家庭を職場、さらには地域全体で支援していくほか、男女共同参画社会の実現のためにも、男性の子育て参加を促す各種取り組みを充実させていきます。
- ◆児童虐待の防止やひとり親家庭等の自立支援、さらには障害児やその家族への支援など、個別に支援を必要とする子どもや家庭のための各種施策を推進します。

3 親と子どもの健康・安全の確保

- ◆母親の心身の健康を保持し、安心して妊娠、出産、育児できるような環境を整備するとともに、すべての子どもたちが、より健康的な生活が送れるよう、個別の状況に合った発育・発達への支援を充実させます。また、思春期保健対策にも取り組んでいきます。
- ◆安心して外出できる環境の整備など、子どもやその親を取り巻く生活環境を整備し、また事故や犯罪の危険から子どもを守るため、交通安全対策や防犯対策として、ハード面、ソフト面を含めて総合的な対策を推進します。

第3節 計画体系



第5章 具体的行動計画

P R O G R A M

第1節 次世代の親の育成

1 子どもの心身の健全な成長に資する教育の充実

子どもが心身ともに健やかに成長し、「自立力」を持った大人に育つよう、確かな学力、豊かな心、健やかな体を養えるように学校などの教育環境を整備するとともに、地域の風が通る学校づくりに努めます。特に人格形成の初期の段階における幼児期の教育について、その充実を図ります。そして、子どもの人権を尊重し、愛情の中で育みながら子どもの生き方を受け入れ、助言等により責任ある自立を促す、そんな環境づくりに努めます。あわせて、子どもの健康、発達に大きな影響を及ぼす食生活について、子どもの発達に合わせて各家庭で食の健康を学ぶ機会（「食育」）を充実させます。

また、家庭や学校、地域社会が連携して教育力を高めるため、学校行事やPTA活動、さらには家庭教育学級などを通じた学習機会を充実させます。

さらに、ITの発達に伴い、これまでの紙媒体だけでなく、様々なメディアを通じて様々な情報がはん濫している中で、子どもの健全育成に悪影響が及ばないような環境づくりに取り組みます。

【重点事項】

中高生の職業教育の充実

- ◆中高生を対象にした職場体験を充実させます。
- ◆職場体験を受け入れる企業を開拓します。
- ◆中学校で、現在ある職業について学習する機会を増やします。
（指導課）

地域交流事業の充実

- ◆学校支援ボランティアの活用など、地域の人材や素材等の授業への活用と地域との交流を推進します。（各学校）

習志野市幼・保・小関連研修会の開催

- ◆幼稚園、保育所、小学校が連携して、保育・授業参観、合同研修会、相互職場交流研修、園児・児童の交流学习などを開催し、相互の連携に努めます。（各幼稚園・保育所・小学校）

開かれた学校づくり

- ◆開かれた学校づくりを推進するために、学校評議員制度をすべての市立小学校・中学校・高等学校に導入します。
（各小学校・中学校・習志野高校）

【継続事項】

＜学校の教育環境等の整備＞

事業名	事業の概要	担当課
個に応じた多様な指導	チーム・ティーチング(TT)等の積極的活用によるきめ細かな指導をします。	指導課
学校施設の整備	情報化などに対応しつつ、また防災対策として学校施設の大規模改造をします。	施設課
福祉教育の推進	社会福祉協議会と連携をはかり、福祉教育やボランティア活動に取り組んでいきます。	指導課
ボランティア活動推進事業	勤労生産やボランティア精神を養う体験的な活動を経験するため、中学生の地域美化活動・地域独居老人給食サービスの手伝い・地域敬老会への参加などを推進します。	指導課
環境教育の推進	小学校４年生の環境教育の一環としてクリーンセンター(リサイクルプラザ・清掃工場・谷津干潟自然観察センター)の施設見学を実施しています。	クリーンセンター施設課 谷津干潟自然観察センター
健康教育推進事業	思春期の子どもの心身の健康教育、特に体力向上や健康安全教育(エイズ・自然災害・交通災害・喫煙・薬物乱用など)について指導を行います。	指導課
地域参加型学校行事推進事業	学校行事に保護者・地域の老人等を招待し、地域との連帯意識を育て、人間性豊かな児童・生徒を育成します。	指導課
余裕教室の有効活用	学校の余裕教室を地域へ開放するなど、有効活用します。	企画管理課 施設課
教育相談推進事業	中学校にスクールカウンセラーを配置し、学校におけるカウンセリング機能の充実と、いじめ・不登校等の問題行動の解決を図ります。	指導課
適応指導教室推進事業	不登校児童・生徒の状態に応じ、指導・援助します。	総合教育センター
教育相談事業	総合教育センターにおける電話相談、来所相談、グループ相談への対応や啓発資料の配布など、教育相談活動の充実を図ります。	総合教育センター
青少年テレホン相談・家庭教育相談・青少年補導指導員	青少年センターにおいて、青少年や保護者の悩みに対し、電話・来所などにより相談を受けます。	青少年センター
家庭児童相談	家庭児童相談室において、児童養育相談等の推進を図ります。	子育て支援課

＜家庭や地域の教育力の向上＞

事業名	事業の概要	担当課
PTA家庭教育学級	PTA会員対象に、家庭教育の重要性、幼少年期の発達課題、学校や地域との関係など、家庭教育の諸問題や親の対応などについて学習します。	公民館 健康支援課 ヘルステーション
あづまこども会館運営	児童の健全な遊び・学習の場、また地域住民の活動の場として、こども会館の事業を充実します。	青少年課
学校5日制公民館事業	親子・異年齢の子どものふれあいや豊かな心を育てることを目的として、土曜日に公民館で事業を実施します。	公民館
青少年健全育成事業	子ども会育成会連絡協議会、青少年相談員などの事業を援助し、青少年の健全育成を推進します。	青少年課
青少年育成団体の支援	ボーイスカウト、ガールスカウト、スポーツ少年団などの事業を援助し、青少年の健全育成を推進します。	青少年課
ジュニアリーダーの養成	地域における子ども会活動に、子どもが主体的に参加できるような指導的役割を担うジュニアリーダーの養成などに努めます。	青少年課
青少年を対象としたボランティア育成	青少年ボランティア体験学習「青少年ワークキャンプ」などにより、青少年を対象としたボランティア育成の充実を図ります。	ボランティアセンター (社会福祉協議会内)
誕生記念図書館カード配布登録事業	誕生記念として特別にデザインした図書館カードを、ブックリストとともに新生児に配布、登録します。	図書館
学校体育施設開放事業	市内16小学校の校庭・体育館を学校休業日と夜間に開放します。	生涯スポーツ課
学校週5日制に伴うスポーツ施設の開放	学校週5日制に伴いスポーツ施設(袖ヶ浦体育館・東部体育館)を開放します。	生涯スポーツ課
生と性の尊厳を啓発する活動	自らの健康を自分で守るための支援の一環として、学校、地域、保護者等が連携した生と性の尊厳を啓発する活動を行います。	健康支援課 ヘルステーション

＜有害環境対策の推進＞

事業名	事業の概要	担当課
青少年有害図書審議会	青少年にとって有害な図書について、審議のうえ指定します。	青少年課
有害広告、チラシの排除の啓発	子ども会育成会連絡協議会、青少年相談員などの事業を通し、青少年に有害な広告、チラシの排除を啓発します。	青少年課

＜「食育」の推進＞

事業名	事業の概要	担当課
親子の食生活共同体験学習	親子を対象にした適切な食生活習慣を確立させるための講義や指導、調理実習等を開催します。	学校教育課 指導課 こども保育課 公民館
幼稚園・保育所・小学校における「食育」の推進	給食や調理実習、栄養士による保健・生活科の授業、試食会への参加などを通し、健全で豊かな食生活を送るために必要な事柄について指導します。	こども保育課 学校教育課 指導課
食に関する保健指導	ママ・パパになるための学級、離乳食・歯っぴい教室、乳幼児相談事業を通した望ましい食生活習慣の確立に向けて、妊娠中から乳幼児期まで一貫した取り組みを行い、引き続き小中学生の「食育」とも連携を図ります。	健康支援課 ヘルスステーション

2 次世代の親の育成

家庭を築き、子どもを生み育てるには、親となる人が身体的、精神的、経済的に成熟・自立している必要がありますが、そのためには、できるだけ早い段階から、命の大切さや家庭生活や社会生活に関する基礎的な素養を養っておく必要があります。そこで、乳幼児期から保護者も含めて命の大切さについて啓発するとともに、思春期においては職場体験や乳幼児とのふれあい体験などの機会を積極的に提供することによって、次世代の親を育成していきます。

また、男女が共同して家庭を築き、子育てしていくためには、男女共同参画社会の実現が不可欠であることから、男女共同参画社会についての各種普及、啓発活動を充実させていきます。

【新規事項】

小学生と中高生の交流の充実

◆中高生が、ボランティアで放課後児童会のプレーリーダーとして活動できるような制度を創設します。（青少年課）

【重点事項】

保育所、幼稚園児と中学生の交流の充実

◆中学校家庭科、総合的な学習の時間等の授業の一環として保育所児や幼稚園児と中学生との交流を実践します。（各中学校・保育所・幼稚園）

【継続事項】

事業名	事業の概要	担当課
男女平等推進のための意識啓発	習志野市男女共同参画プランに基づき、講座、子育て支援パンフレットなどで啓発します。	男女共同参画センター
赤ちゃん体験学習	学校で新生児人形などを使い、赤ちゃんにふれあう体験をします。	健康支援課 ヘルスステーション 学校教育課 指導課
年代に応じた生と性の教育	乳幼児相談事業、幼稚園健康教育、幼児家庭教育学級等それぞれの年代に応じ、幼稚園・学校・PTA・公民館・ヘルスステーション等が連携して一貫した生と性の健康教育を行います。	健康支援課 ヘルスステーション 公民館 各学校

第2節 子育て・子育て支援体制の整備

1 地域における子育ての支援

幼稚園と保育所、こどもセンターが一体となった施設であるこども園が、構造改革特区として認定されており、今後、このこども園の着実な整備を図ります。

あわせて、通常保育等の保育サービスの定員の拡充や放課後児童会の拡充など、子育て家庭の多様なニーズに応える保育サービスを充実させていきます。

また、子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを提供するための拠点づくりを推進するとともに、各サービスへのアクセスを改善するため、関係団体とのネットワークづくりに取り組みます。

さらに、子育てに関する様々な情報提供を充実させるほか、高齢者を含む子育て後の世代の知恵や経験を生かす活動にも取り組むなど、地域全体として子育て支援を充実させます。

【新規事項】

こども園の新設
(次ページ参照)

就※

◆計画期間内に保育所、幼稚園、こどもセンターが一体となったこども園を開設し、地域の子育ての拠点として、様々な支援を実施します。(こども企画管理課・こども保育課・子育て支援課)

【具体的目標】 H16年度 H21年度
★施設数 未実施 ⇒ 2か所

夜間保育所の
開設

就

◆計画期間内に1保育所で夜間保育を実施します。
(こども企画管理課・こども保育課)

【具体的目標】 H16年度 H21年度
★定員数 未実施 ⇒ 20人

トワイライトステ
イの導入

就

◆計画期間内にトワイライトステイ(子どもや保護者の緊急を要する事態に対応するための夜間の一時預かり保育)を実施します。
(こども企画管理課・子育て支援課)

【具体的目標】 H16年度 H21年度
★定員数 未実施 ⇒ 5人

ショートステイの
導入

就

◆計画期間内にショートステイ(子どもや保護者の緊急を要する事態に対応するための数日間の一時預かり保育)を実施します。
(こども企画管理課・子育て支援課)

【具体的目標】 H16年度 H21年度
★定員数 未実施 ⇒ 5人

※ 就 : 就学前児童対象

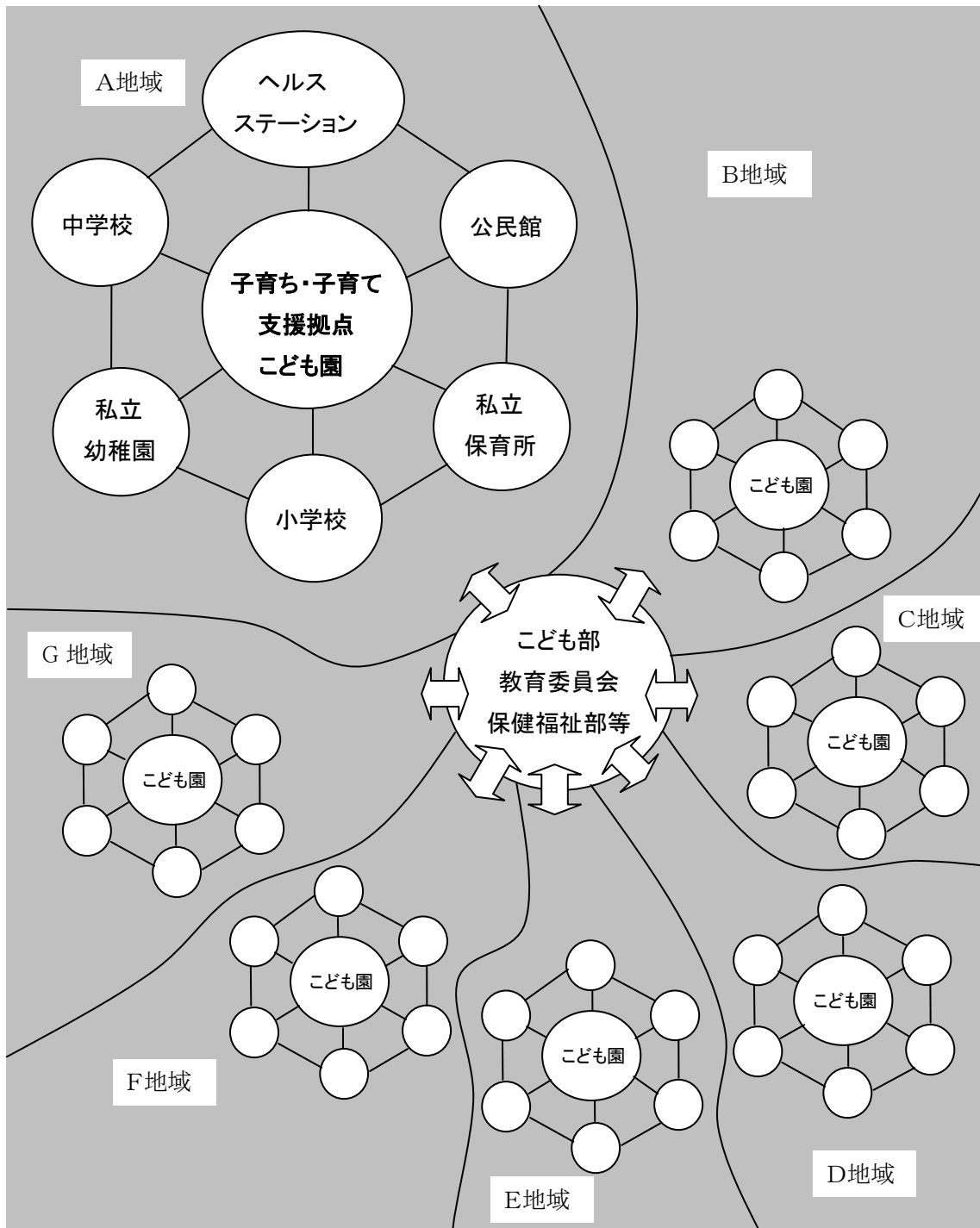
幼 : 幼稚園児対象

小 : 小学校児童対象

■こども園

こども園は、幼稚園と保育所、こどもセンターが一体となった施設です。こども園は、保育・教育、各種相談、情報の発信・交換、コミュニケーションの基地としての役割を担い、地域の人や各施設との連携を図りながら、誕生から就学前までの子どもの育ちや親の子育てを支援する地域の拠点となります。幼稚園と保育所の枠を超えた0歳児から5歳児までの一貫したカリキュラムを全市的に導入するとともに、こども園においては幼稚園児と保育所児(4歳・5歳児)の合同保育を実施します。

■子育て・子育て支援におけるイメージ図 [習志野市]



休日保育の導入 就	◆計画期間内に1保育所で休日保育を実施します。 (こども企画管理課・こども保育課) 【具体的目標】 H16 年度 H21 年度 ★定員数 未実施 ⇒ 90人
幼稚園における預かり保育の導入 幼	◆計画期間内に市立幼稚園で預かり保育を実施します。(こども保育課) 【具体的目標】 H16 年度 H21 年度 ★平日預かり時間 未実施 ⇒ 14～16 時(水曜日 13～15 時)
子育て経験者や高齢者のための子育て講座の実施	◆子育てについて豊富な経験を有するものの、子育てに関する情報が乏しい高齢者等に、最近の子育て事情などにつき講義を実施します。 (子育て支援課)
育児支援家庭訪問事業の実施	◆家庭訪問による育児支援が必要な家庭に対し、子育て支援者による子育て支援サービス提供・情報提供等を行います。さらに子育てに関して専門的な指導が必要な家庭に対する保健師・保育士等の訪問支援を実施します。(子育て支援課・健康支援課・ヘルスステーション)
子育て支援コーディネート事業の実施	◆子育て中の親からの相談、子育て支援サービス・情報の提供やケースマネジメントを行うための子ども相談窓口の体制強化を図ります。 ◆こども園・ヘルスステーションを拠点とした、子育てに関するネットワークを構築します。 ◆子育て家庭に対する情報提供や利用援助を行う子育て支援コーディネーターを養成します。 (子育て支援課)
公民館の託児付き成人講座の実施 就	◆公民館で実施する成人向け講座に託児を設けます。(公民館)

【重点事項】

保育所における
保育サービスの
充実

就

- ◆待機児童ゼロを目指し、保育定員を増やします。
- ◆一時保育を行う保育所を5施設に拡大し、定員も増やします。
- ◆1保育所で、午後10時まで保育時間を延長します。

(こども保育課)

【具体的目標】	H16 年度	H21 年度
★通常保育定員	1,602人	⇒ 1,772人
★延長保育(19時まで)	14か所	⇒ 14か所
★延長保育(22時まで)	0か所	⇒ 1か所
★一時保育定員	30人	⇒ 75人

病後児保育の充
実

就小

- ◆計画期間内に病後児保育の施設を2施設に増やします。

(子育て支援課)

【具体的目標】	H16 年度	H21 年度
★定員数	4人(1施設)	⇒ 8人(2施設)

放課後児童会
の展開

小

- ◆引き続き16児童会において希望するすべての児童を受け入れます。
- ◆引き続き障害のある児童については6年生まで受け入れます。
- ◆障害のある児童がいる放課後児童会には指導員の加配をします。
- ◆指導員の配置基準の見直しを行います。(青少年課)

こどもセンターの
充実

就小

- ◆こどもセンター(地域子育て支援センター)を3か所に増設します。

(子育て支援課)

【具体的目標】	H16 年度	H21 年度
★か所数	1か所	⇒ 3か所

ファミリー・サポー
ト・センターの充実

就小

- ◆ファミリー・サポート・センターの機能を充実します。

(子育て支援課)

【具体的目標】	H16 年度	H21 年度
★家事支援	未実施	⇒ 実施

子どもの居場所
づくり

小

- ◆公民館等の公共施設を活用し、子ども達にとって安全で安心して活動できる拠点を作ります。
- ◆子どもの活動をサポートする地域のプレーリーダーを養成します。(青少年課)

民間保育事業者
の多様なサービス
力の活用 就

- ◆民間事業者のノウハウを活用して、多様な保育ニーズに応えます。(こども保育課)

【継続事項】

<多様なニーズに応える保育サービスの充実>

事業名	事業の概要	担当課
就 障害児保育	集団保育可能な障害のある子どもや介護を必要とする子どもを受け入れ、健常児と共に保育します。	こども保育課
■ 保育所補修整備事業	快適な保育環境を保持するため、施設の整備、改修を計画的に推進します。	こども企画管理課
就 鹿野山宿泊保育	鹿野山少年自然の家で、自然体験のため1泊2日の宿泊保育を実施します。	こども保育課

<親子の交流の場所づくりの充実>

事業名	事業の概要	担当課
就 保育所地域活動事業	子ども同士のふれあい、保護者同士の交流、育児情報の提供の場として、保育所を地域に開放します。	こども保育課
就 子育てふれあい広場	親子、親同士、子ども同士、園児との交流の場、遊びの紹介、子育て相談等の場として、幼稚園を開放します。	こども保育課
就 育児サークルへの支援	親同士の情報交換と育児の仲間づくりを進めるため、場所の提供や育児サークルの育成・交流等の支援を行います。	子育て支援課 公民館 ヘルスステーション

<子育てに関する情報提供の充実>

事業名	事業の概要	担当課
就 子育て情報の提供	「すこやか習志野っ子ファイル」、「すこやか子育てガイド」、「子育て情報マップ」などを作成し、妊娠中から子育て期の対象者に合わせて必要な情報を提供します。	健康支援課 ヘルスステーション
就 育児講座	公民館やこどもセンター等で、乳幼児を持つ親を対象に子育てに関する講座を実施します。	公民館 子育て支援課
就 幼児家庭教育学級	公民館で3歳児の親を対象に、様々な角度から子育てについて講座を実施します。	公民館

＜子育てを経験した人や高齢者などの知恵や経験を生かす活動への取り組み＞

事業名	事業の概要	担当課
■地域の人材の活用	公民館やこどもセンター、こども園、保育所、教育機関等で開催する集まりや学習会などにおいて、地域の人々の子育てに関する知識・技術を有効活用します。	子育て支援課

＜その他＞

事業名	事業の概要	担当課
■就小児童手当の支給	児童手当法に基づき、手当を支給します(小学校3年生まで)。	子育て支援課
■就乳幼児医療費助成事業	未就学児童にかかる医療費について、保険診療自己負担分を全額助成します。	子育て支援課



2 職業生活と家庭生活の両立の推進

ひとり親家庭や共働き家庭が増える中、仕事と子育ての両立を推進するため、育児休業制度などの各種制度の普及や休みを取りやすくする雰囲気づくりなど、事業所における子育て支援を普及・啓発していきます。

また、家庭においても、女性に偏りがちな子育ての負担を男性も担うことができるよう、男性の子育て参加を促す取り組みを充実させていきます。

【新規事項】

サタデイパパ
教室の開催

◆こどもセンターなどで父親と子どもが気軽に遊べる機会を設け、男性の子育て参加を促します。(子育て支援課)

商工会議所との
連携

◆市内事業所における仕事と家庭の両立ができる職場づくりを、商工会議所と連携して啓発します。(こども企画管理課・商工振興課)

【重点事項】

就業における男
女平等

◆国・県・関係機関等の発行パンフレット等を事業主に配布し啓発します。(男女共同参画センター)

【継続事項】

事業名	事業の概要	担当課
母性健康管理カードの交付	妊娠中又は出産後の女性労働者の職場における健康管理について、「母性健康管理指導事項連絡カード」を交付し、使用方法を説明していきます。	健康支援課 ヘルスステーション
男女共同参画の子育ての意識啓発	「ママ・パパになるための学級」、「明日の親の学級」で夫婦の役割を考えるきっかけとなる内容をプログラムに盛り込みます。	健康支援課 公民館
「すこやか子育てガイド」の作成・配布	妊婦、出産、育児のための情報を盛り込んだパンフレットの配布や、父親も共に育児を担えるよう支援していきます。	健康支援課 ヘルスステーション
男女共同参画社会の推進	講座、子育て支援パンフレットなどで啓発します。	男女共同参画センター
子育てに関する制度の活用推進	育児休業制度、配偶者の出産休暇制度や子の看護休暇制度を活用するよう、子育て支援パンフレットなどで啓発します。	男女共同参画センター 商工振興課 子育て支援課

3 個別に支援を必要とする子どもへの迅速かつきめ細かな対応

すべての児童の健全な心身の成長を促していくため、虐待予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまで、総合的な対策を充実させていきます。

また、離婚の増加などによりひとり親家庭等が増加している中で、すべての子どもの健やかな成長のため、ひとり親家庭等の自立支援や生活支援など、総合的な対策を推進します。

さらに、「ノーマライゼーション」(障害を持つ人を含めたすべての人々が、できる限り同じような生活を営めるようにすること)の理念のもと、個々に応じた相談を行った上で発達を支援し、地域社会で支援を必要とする子どもやその家庭を温かく見守る環境づくりを進めます。

【新規事項】

育児支援家庭訪問事業の実施
(再掲)

- ◆家庭訪問による育児支援が必要な家庭に対し、子育て支援者による子育て支援サービス提供・情報提供等を行います。さらに子育てに関して専門的な指導が必要な家庭に対する保健師・保育士等の訪問支援を実施します。(子育て支援課・健康支援課・ヘルスステーション)

【重点事項】

虐待の予防、早期発見と対策、防止

- ◆児童虐待防止ネットワークを構築し、児童虐待防止に努めます。
- ◆育児支援家庭訪問事業、子育て支援コーディネート事業等を創設し虐待の防止対策に努めます。
- ◆健康相談、健診や訪問指導等の機会に児童虐待の予防及び早期発見に努め、継続的な支援を行います。
- ◆民生児童委員、主任児童委員、母子保健推進員による予防・防止活動も実施します。
(子育て支援課・健康支援課・こども保育課・指導課・学校教育課・青少年センター・青少年課・各幼稚園・保育所・小学校・中学校)

発達支援サポートネットワークの充実

- ◆子どもの継続的・多面的支援の観点から、ヘルスステーション、幼稚園、保育所、学校、福祉関係施設などの関係機関の連携強化、情報共有化を図ります。
- ◆障害の有無にかかわらず、発達に心配がある子どもに対しては発達相談等を実施します。また、個別の状況に応じた指導や訓練を実施します。
- ◆注意欠陥多動性障害(ADHD)・学習障害(LD)・アスペルガー症候群などの発達障害のある児童の早期発見、支援の強化を図ります。
(子育て支援課・健康支援課・こども保育課・指導課・学校教育課・幼稚園・保育所・小中学校・あかしあ学園・あじさい学園・ひまわり学園)

【継続事項】

＜ひとり親家庭などへの支援＞

事業名	事業の概要	担当課
児童扶養手当の支給	「児童扶養手当法」に基づき、父親と生計を同じくしていない18歳未満の児童を養育している母親又は養育者に、手当を支給します。	子育て支援課
ひとり親家庭医療費助成	「習志野市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例」に基づき、18歳未満の児童を養育するひとり親家庭等の方が、医療保険により受診した場合の医療費の一部を助成します。	子育て支援課
母子寡婦福祉資金の貸付	「母子及び寡婦福祉法」に基づき、母子家庭、寡婦を対象に事業資金などの福祉資金を貸付します。	子育て支援課
ひとり親家庭自立支援員による相談体制の充実	母子家庭や父子家庭等のひとり親家庭を対象に、生活一般、就業、児童の養育等についての相談に応じ、自立に向けて必要な支援を行います。	子育て支援課
就学援助費の支給	経済理由によって就学することが困難な児童及び生徒に対し援助します。	学校教育課

＜障害児施策の充実＞

事業名	事業の概要	担当課
障害児施設での療育	知的障害児通園施設「あかしあ学園」、肢体不自由児通園施設「あじさい学園」において、療育を実施します。	総合福祉センター
障害児の補装具交付	身体障害児の失われた部位を補って自立生活を容易にするために、補聴器、義足、車椅子等の補装具を交付します。	障害福祉課
障害児居宅生活支援サービスの充実と促進	障害児の地域生活を支援するため、家庭において障害児を一時的に介護できないとき、ヘルパーの派遣、施設等での一時的預かり、デイサービス等を実施します。	障害福祉課
特別児童扶養手当の支給	「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき、精神又は身体に障害のある20歳未満の児童を監護・養育している方に手当を支給します。	障害福祉課
障害児福祉手当の支給	常時介護を必要とする在宅の重度障害児に対し、手当を支給します。	障害福祉課
重度心身障害児医療費助成	重度心身障害児を対象に、医療費の一部を助成します。	障害福祉課

事業名	事業の概要	担当課
タクシー利用券交付	障害児のタクシー利用費用の一部を助成します。	障害福祉課
特殊教育就学奨励費補助	特殊教育を受ける児童を養育する世帯の経済的負担の軽減を図ります。	学校教育課

＜健やかな発育・発達を支える支援体制の充実＞

事業名	事業の概要	担当課
心身の成長・発達に関する相談の充実	幼児言語療法施設「ひまわり学園」において、ことばと発達の相談に応じるとともに、関係機関と連携して子どもの成長・発達を育む支援体制を整備します。	総合福祉センター



第3節 親と子どもの健康・安全の確保

1 母子保健医療体制の充実

安全で安心な妊娠・出産と、乳幼児が心身ともに健やかに成長できる環境や体制を整備し、子どもと母親及び家族の健康の確保に努めます。

あわせて、子どもの健康な発育発達に大きな影響を及ぼす食事や睡眠、排泄、遊びなどの基本的な生活習慣が、良好な人間関係のもと培われていくよう、情報提供や学ぶ機会を充実させます。

思春期における望まない妊娠や性感染症、飲酒、喫煙等の問題行動を防ぎ、健やかな命を育む環境をつくるために、乳幼児期から児童期、思春期までの一貫した、命の大切さや性に関する正しい知識の啓発など、思春期保健対策に積極的に取り組んでいきます。

さらに、子どもが病気になった時に、安心してかかることができる小児救急医療体制を整備していきます。

【新規事項】

育児支援家庭訪問事業の実施
(再掲)

◆家庭訪問による育児支援が必要な家庭に対し、子育て支援者による子育て支援サービス提供・情報提供等を行います。さらに子育てに関して専門的な指導が必要な家庭に対する保健師・保育士等の訪問支援を実施します。(子育て支援課・健康支援課・ヘルスステーション)

【重点事項】

すこやかな子を産み育てる体制の充実

◆母子健康手帳の交付から始まる妊娠出産育児を通した一貫性のある健診・相談・教育の実施体制を充実し、思春期保健を含めて予防の視点を持った親と子の健康づくりを進めます。

◆母子保健活動の拠点としてのヘルスステーションの充実を図ります。(健康支援課・ヘルスステーション)

心身の健康についてハイリスク者の把握と支援の充実

◆病気や障害の可能性を早期に把握し、適正な医療や療育の体制につないでいきます。

◆家庭の養育力に着目した母子保健活動を展開する中から、子どもの心身の健全な発育・発達を阻害する因子に対して、早期対応を図ります。(健康支援課・他関係各課)

小児救急医療体制の充実

◆小児が休日夜間の急病時に、確実に受け入れられる診療体制の充実を図ります。(健康支援課)

【継続事項】

＜親と子どもの健康の確保＞

事業名	事業の概要	担当課
妊娠中の健康相談・健康教育		
母子健康手帳の交付	妊娠・出産・育児に関する情報を提供し、個々の状況に沿った相談・指導を行い、妊娠初期からの継続した支援を行います。	健康支援課 ヘルスステーション
妊婦訪問指導		
ママ・パパになるための学級		
乳幼児の健康相談		
新生児・産婦訪問指導	助産師による産婦・新生児訪問、地区住民でもある制度ボランティアの母子保健推進員の全出生児の家庭訪問、全員を対象とした乳児の健康相談等を通し、不安の軽減や情報提供、健康な生活を目指した食事・睡眠・遊び等について、歯科栄養も含めた保健指導を行います。 また、乳幼児の発育・発達に関する心配については、専門医師による発達相談や、心理職に相談できる幼児相談の機会を設け、親の不安を丁寧に受け止めながら、早期に適切な指導や療育につなげることによって、子どもにとっての最大限の成長発達を促す支援をしていきます。 さらに、このような相談窓口として、ヘルスステーションの機能を強化していきます。	健康支援課 ヘルスステーション
母子保健推進員訪問活動		
4か月・10か月児健康相談		
幼児すくすく相談		
幼児相談		
発達相談		
離乳食・歯っぴい教室		
歯みがき教室		
不定期の健康相談・訪問指導		
心身の成長・発達に関する相談の充実（再掲）	幼児言語療法施設「ひまわり学園」において、ことばと発達の相談に応じるとともに、関係機関と連携して子どもの成長・発達を育む支援体制を整備します。	総合福祉センター

事業名	事業の概要	担当課
乳幼児の健康教育		
依頼による健康教育	生涯の健康の基盤をつくる大切な時期の、子どもの生活と健康をテーマにとして、食事・排泄・睡眠・遊び等とその生活リズムの重要性を伝え、生と性の教育の第一歩として、乳幼児期の親への教育にも力を入れていきます。	健康支援課 ヘルスステーション
公民館主催の育児学級・幼児家庭教育学級		
妊婦・乳幼児の健康診査		
妊婦・乳児一般健康診査	安全安心な妊娠・出産と、子どもの発育・発達を確認し、健やかな成長を促すため、医療機関で行う一般健康診査の費用助成を行います。 幼児期においては、集団健康診査を行い、保護者とともに子どもの心身の発育・発達を確認し、ことばや行動など保護者の心配事に対して、医師、歯科医師、心理職、言語聴覚士・保健師、栄養士、歯科衛生士などが対応しています。	健康支援課 ヘルスステーション
妊婦の歯科健康診査		
1歳6か月児健康診査		
3歳児健康診査		
その他		
予防接種	感染力が強く、かかると重篤になりやすい疾患について、予防接種法に基づいて定期予防接種を行います。	健康支援課

＜思春期保健対策の充実＞

事業名	事業の概要	担当課
ママ・パパになるための学級	男女ともにかかわる妊娠・出産から子育てについての意識啓発や、体験学習の機会を拡充し、男女共同参画の視点で母性・父性の役割について学ぶ機会を作ります。 乳児の相談や公民館や幼稚園における健康教育等の機会に、保護者に対して「生と性」の正しい理解を目的とした学習機会を、一貫した流れの中で行えるよう取り組んでいきます。 また中学校区ごとに実施している地域保健連絡会において、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、公民館等の関係職員が連携を強化し、保護者や習志野健康福祉センター等外部関係機関との連絡調整を行いながら、子どもの発育・発達に応じた健康づくりに取り組む体制づくりを進めていきます。	健康支援課 ヘルスステーション
4か月児・10か月児健康相談		健康支援課 ヘルスステーション
幼稚園健康教育		健康支援課 ヘルスステーション こども保育課
依頼で行う公民館育児学級、幼児家庭教育学級		健康支援課 ヘルスステーション 公民館
中学校区地域保健連絡会		健康支援課 ヘルスステーション 学校教育課 指導課

＜小児救急医療体制の充実＞

事業名	事業の概要	担当課
小児救急医療体制の整備（一次診療・二次診療）	現状としては、一次診療は近隣市と連携し、二次診療は市内3か所の医療機関で可能な範囲で実施しています。今後も引き続き、習志野市医師会等関係機関の協力を得ながら体制整備を図っていきます。	健康支援課

2 安心、安全な生活環境の整備

子育て世帯を支援するため、道路や公共施設のバリアフリー化を推進していきます。

また、安全で安心して通行できる道路交通環境の整備を進めるとともに、学校や地域が連携した交通安全教室の開催や交通安全の普及啓発活動に努めます。

さらに、子どもを犯罪から守るため、「習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」に基づき、家庭や学校、地域が協力しつつ、様々な防犯活動に取り組めます。

【新規事項】

幼稚園・保育所等における緊急通報システムの設置

- ◆市内全保育所・幼稚園・こどもセンターに緊急通報システムを設置し、緊急時に迅速な対応をするよう努めます。
(こども企画管理課・こども保育課)

青少年防犯ボランティアの育成

- ◆自主・自立の防犯対策や青少年の健全育成を目的に、小・中学生で組織される青少年防犯ボランティアの育成を図ります。また、子どもの視点に立った施策を防犯対策に盛り込むとともに、就学時より防犯について啓発等を行います。(安全対策課)

【重点事項】

安全で安心なまちづくり条例に基づく施策の実施

- ◆「習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」に基づき、基本計画及び実施計画を策定します。
- ◆基本計画及び実施計画に基づき、防犯啓発活動、庁内関係機関及び地域等との連携・ネットワークの整備、防犯パトロールの強化、子どもたちの通学時等における安全確保、地域防犯活動への支援・拡充等の施策に積極的に取り組めます。(安全対策課)

地域防災計画の見直し

- ◆安全で安心して住めるまちづくりのために、被害想定再調査を行い、自主防災組織の活性化、災害時要援護者対応、災害時初動マニュアルの策定、災害ボランティアの活用、防災拠点の確保、防災備蓄品の見直し等、計画の見直しを行い防災対策の充実を図ります。
(安全対策課)

【継続事項】

＜安心して外出できる環境の整備＞

事業名	事業の概要	担当課
駅、公共施設、道路等のバリアフリー化	鉄道駅や公共施設における手すりやエレベーターの設置等の整備、改善について関係機関の協力を得ながら促進します。また、道路においては歩道等の段差改善などバリアフリー化を図ります。	企画政策課 道路交通課 各施設所管課
公園施設整備	公園施設は、子どもの視点に立った整備に配慮します。	公園緑地課
地域の住民による公園管理	一部の公園で、掃除、軽微な遊具点検等、地域の住民の協力をいただきます。	公園緑地課

＜交通安全対策の推進＞

事業名	事業の概要	担当課
学校安全の充実	①総合的な学校安全計画作成・整備、②学年や年齢に合わせた交通安全教室の充実・指導の徹底、③安全点検の充実・事後処理徹底、④学校安全関係者の質的向上、⑤学校・行政・地域が連携した通園通学路の点検・改善整備、を図ります。	学校教育課 指導課 こども保育課

＜防犯・防災対策の推進＞

事業名	事業の概要	担当課
安全パトロールの実施	市の公用車を利用し、安全パトロールを実施します。	安全対策課
自主防災組織の充実	災害時における救助、初期消火及び避難所運営等の中核をなす自主防災組織の充実・強化を図ります。	安全対策課
応急手当普及啓発活動推進事業	救急救命率の向上を図るため、市民への普通救命講習会を実施します。	警防課
子ども110番の家・青少年健全育成協力店	子ども110番の家や青少年健全育成協力店の協力により、子どもを危険から守るため、必要に応じて子どもを一時保護し、学校や警察などと連携を図ります。	青少年センター
学校・警察連絡制度	児童・生徒の非行防止や安全確保のため、学校と警察が相互に連絡し、情報の共有化を図ります。	指導課 こども保育課
子ども向けの防犯教育の徹底	自分の身を守るためにどうしたらよいか、防犯教育の徹底を図ります。	指導課 学校教育課 こども保育課
ケータイ緊急情報サービス「ならしの」	防災情報のほか、火災等の消防情報、緊急時の注意を呼びかける防犯対策情報等で、「市民にとっての重要情報」としてメールでお知らせします。	広報課

第4節 目標事業量一覧

本計画の具体的な目標事業量を以下のとおり設定し、計画期間内にその着実な実行に努めます。

◎：新規拡充

○：継続実施

事業名	平成16年度 実施状況	平成21年度 目標事業量等	事業予定年度				
			17	18	19	20	21
こども園	未実施	2か所	—	◎	○	○	◎
通常保育	1,602人	1,772人	○	◎	◎	○	◎
延長保育	19時まで	22時まで/1か所	○	○	◎	○	○
夜間保育	未実施	20人/1か所	—	—	◎	○	○
トワイライトステイ	未実施	5人/1か所	—	—	—	—	◎
ショートステイ	未実施	5人/1か所	—	—	—	—	◎
休日保育	未実施	90人/1か所	—	—	◎	○	○
一時保育	30人/2か所	75人/5か所	○	◎	◎	○	◎
病後児保育	4人/1か所	8人/2か所	◎	○	○	○	○
放課後児童会	667人	小学校1～3年生の 希望者全員の受入れ (障害児は6年生まで)	○	○	○	○	○
ファミリー・サポート・センター	1か所(保育)	1か所(保育・家事支援)	○	◎	○	○	○
こどもセンター	1か所	3か所	○	◎	○	○	◎
預かり保育(市立幼稚園)	未実施	16時まで/15か所	◎	○	○	○	○
子育て経験者や高齢者のための子育て講座	未実施	19年度までに実施	—	—	◎	○	○
育児支援家庭訪問事業	未実施	18年度までに実施	—	◎	○	○	○
子育て支援コーディネート事業	未実施	18年度までに実施	—	◎	○	○	○
公民館の託児付成人講座	未実施	17年度より実施	◎	○	○	○	○
サタデイパパ教室の開催	未実施	19年度までに実施	—	—	◎	○	○
商工会議所との連携	未実施	19年度までに実施	—	—	◎	○	○
幼稚園・保育所等における 緊急通報システムの設置	未実施	17年度より設置	◎	○	○	○	○
青少年防犯ボランティアの育成	未実施	17年度より実施	◎	○	○	○	○

第6章 計画の推進体制

P R O M O T I O N

第1節 計画の推進体制

本計画については、子育て家庭のおかれた現状や現実に進みつつある少子化という状況を踏まえ、計画内容の着実な実行が求められています。そこで、以下のとおり、計画の推進体制を組んでいきます。

(1) 庁内外における推進体制の充実

本計画は、「習志野市長期計画－市民一人ひとりが夢と輝きをもって自己実現できる都市（まち）習志野－」（平成13年3月）の部門別計画として位置づけられます。計画の推進にあたっては、他の部門別計画などとの整合性に配慮するとともに、庁内の関係部局をはじめ、関係する行政機関・団体とも連携を図りながら取り組んでいきます。

また、多様化した市民ニーズにきめ細かく対応していくためには、一般市民やNPO、地域団体などのご協力をいただく必要があることから、こうした方々とも連携しながら、計画の実行に努めていきます。

さらに、本計画の推進にあたっては、全庁的な体制のもとに、各年度においてその実施状況を把握・点検しながら、計画内容を実施していきます。

(2) 情報公開による計画の推進

本計画を円滑に推進するうえでは、市民の理解と協力が不可欠です。

計画の実施状況を、広報やホームページ等により市民の皆さんにお知らせし、様々な情報を公開して広く市民のみなさんの意見や提言をいただきながら計画を推進していくこととしています。

(3) 次世代育成支援行動計画協議会の設置

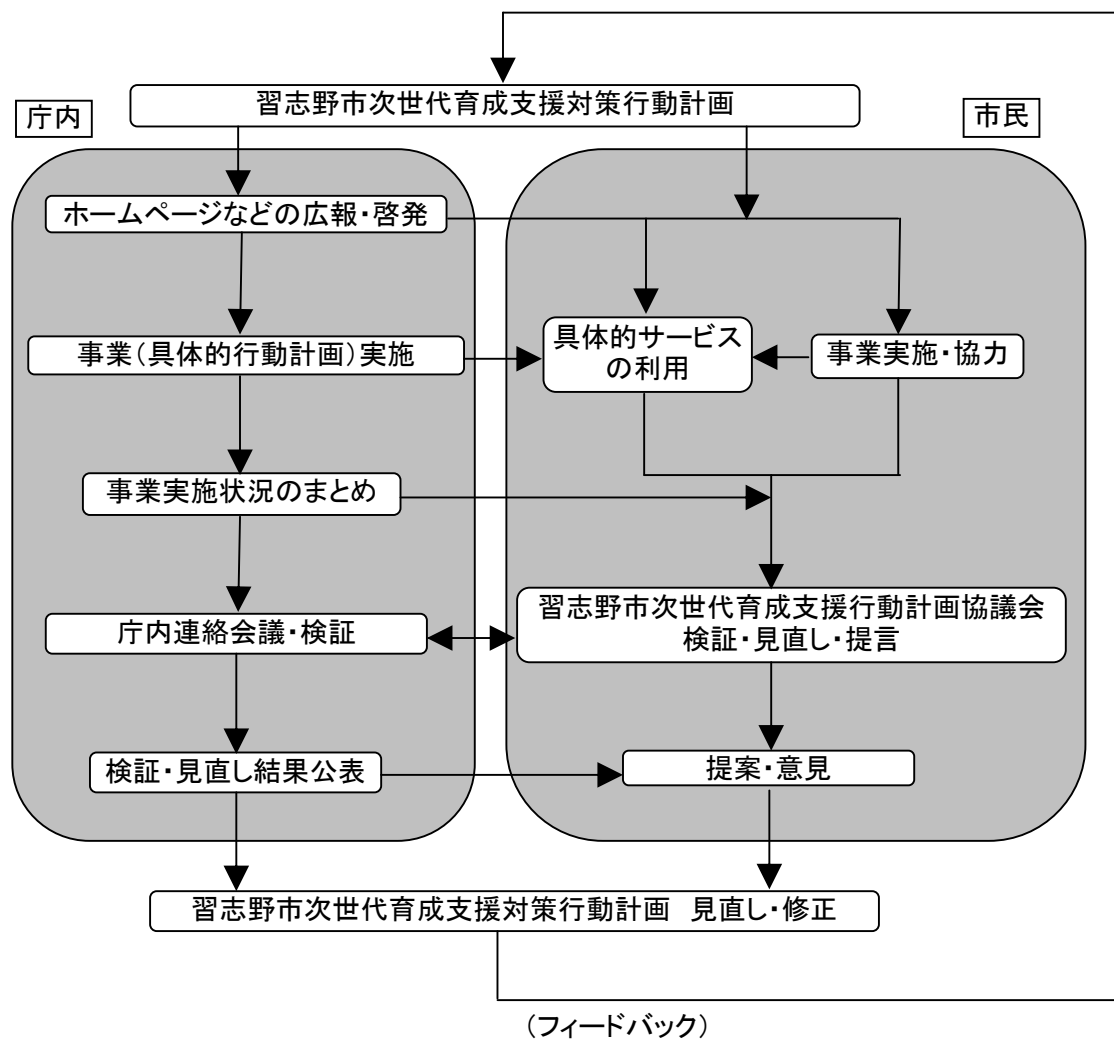
近年の社会経済情勢の変化にはめまぐるしいものがあります。この計画についても、こうした変化に適切に対応しながら推進していかなければなりません。

また、近年の経済情勢の悪化により、習志野市の財政事情も依然と厳しい状況が続いており、引き続き歳出抑制を進めていく必要があります。そのため、事業の見直しや受益者負担の適正化も図らなければなりません。

本計画の進捗よく状況を点検、評価し、必要に応じて計画内容を修正するなど、柔軟な対応をしていくために、次世代育成支援行動計画協議会を設置します。

協議会は、その協議結果を市民の皆さんに公表していくこととします。

■計画の推進体制のイメージ図



第2節 家庭、地域、事業者の役割

本計画の推進にあたっては、実際に子育てをされている家庭、また各家庭を支援する地域や事業者についても、具体的にしていきたいことがあります。そこで、以下、具体的な取り組み目標を掲げてみました。

1 家庭において

基本的な生活習慣を定着させましょう

- ◆早寝、早起きなど、生活のリズムをつけさせます
- ◆規則正しい食習慣とバランスのよい食事をこころがけます
- ◆テレビやビデオを見るのを控え、外で友だちと遊ぶ時間をとらせます

子どもの自立心を育てましょう

- ◆子どもに過剰な期待や干渉をせず、子どもの話をよく聞きます
- ◆子どもの興味や関心を大切にし、意欲を伸ばします
- ◆子どもの人権を尊重します

子どもに社会のルールを身につけさせましょう

- ◆間違ったことをした場合には、しっかりしかります
- ◆家庭や社会のルールについて、子どもと話し合います
- ◆自分の行動に責任があることに気づかせます

家庭を大切にし協力して子育てをしましょう

- ◆家族みんなが、お互いを信頼し、協力して子育てをします
- ◆家族があいさつを交わす習慣をつけます
- ◆特に父親は家族と過ごす時間をつくり、積極的に子育てに参加します

子どもの成長に応じた接し方をしましょう

- ◆乳児期は、親子のふれあいを大切にし、基本的信頼感を育むように努めます
- ◆幼児期は、好奇心を発揮させて自分の力で挑戦させます
- ◆学童期は、異年齢を含め友だちと一緒に遊ぶ機会を多く持たせます

子育てを前向きにとらえましょう

- ◆学校や地域の行事になるべく参加し、子育て仲間を作ります
- ◆子育てに関する情報を、積極的に集め、仲間に広めます
- ◆ストレスを感じたら、心身のリフレッシュをします

2 地域において

子どもを **あなた**
かく見守りましょ
う

- ◆ 他人の子でもなるべく声をかけ、必要なときは注意します
- ◆ 子どもの安全に注意し、事故の危険のあるときは親に、虐待のおそれがあるときは市役所や児童相談所等に連絡します
- ◆ 地域の伝統文化や行事を子どもたちに伝えます

子どもの居場所
をつくりましょ

- ◆ 乳幼児を連れた親子が気軽に集まれるようにします
- ◆ 子どもの意見を聞きながら、子どもをいろいろな活動に参加させます
- ◆ 中高生が参加しやすい地域のイベントなどを行います

地域で人のつな
がりを深めましょ
う

- ◆ 地域の行事に、なるべく多くの人が集まるようにします
- ◆ 近所同士で、お互い積極的にあいさつを交わします
- ◆ 町内会活動に、ITを活用するなど、情報交換を密にします

3 事業者において

子育てしやすい
職場環境をつく
りましょ

- ◆ 事業主として次世代育成支援行動計画を策定します
- ◆ 子どもが病気のときや参観日などに働く人が休暇を取りやすくするために、半日有給休暇などの制度を取り入れます
- ◆ 週1日、ノー残業デーを設け、定時帰宅できる雰囲気をつくれます

職場見学や体験
学習を受け入れ
ましょ

- ◆ 働く親の姿を、子どもたちに見せる機会をつくれます
- ◆ 中学生の職場体験を積極的に受け入れます
- ◆ 学校からの講師派遣依頼などに協力します

地域とのかかわ
りを深めましょ

- ◆ 地域の子どもに関心を持ちます
- ◆ 地域について理解し、地域の行事に積極的に協力します
- ◆ 安全パトロールへの参加など、地域の一員としての活動に参加します

■計画の総合的な推進のイメージ図

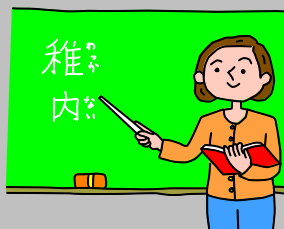
- ・仕事と子育ての両立支援
- ・職場体験などへの協力など

企業



- ・子育て・子育て支援の応援
- ・「子育ては向こう三軒両隣」など

地域



学校など

- ・家庭と地域の支援
- ・子どもの学力向上
- ・心身の健全な成長に資する教育など



子ども・若者・家庭

- ・あたたかい家庭づくり・家庭教育
- ・自立・コミュニケーション
- ・生活習慣など



行政

- ・子どもを育成する政策立案
- ・子育て支援サービスの提供
- ・家庭や地域、企業との連携など

参 考 資 料

R E F E R E N C E S

1 習志野市次世代育成支援対策行動計画策定懇話会要綱

(設置及び目的)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律120号)第8条の規定に基づき、次世代育成支援対策の実施に関する本市の行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するにあたり、幅広く市民等の意見を聴取するため、習志野市次世代育成支援対策行動計画策定懇話会(以下「懇話会」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 懇話会は、行動計画の策定に関する事項について検討協議する。

(組織)

第3条 懇話会は、委員10人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体の代表又はその推薦を受けた者
- (4) 本市の住民(市内在住、在勤、在学の20歳以上の者)

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成17年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長がこれを招集し議長となる。

2 会議は、過半数の委員の出席がなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(懇話会の事務)

第7条 懇話会の事務は、子育て支援施策計画担当課で行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

2 習志野市次世代育成支援対策行動計画策定懇話会委員名簿

(敬称略・五十音順)

	氏 名	役職など
	赤 松 登志子	習志野市P T A連絡協議会副会長
◎	荒 賀 直 子	順天堂大学医療看護学部教授
	伊 藤 睦 子	習志野市民生委員・児童委員協議会（主任児童委員）
	岩 淵 達 郎	習志野市立藤崎小学校長・藤崎幼稚園長
	櫻 井 直 美	習志野市保育所父母の会連絡会会長
	長谷川 陽 代	習志野市母子保健推進員の会会長
	古 月 輝 昭	公募市民
○	槇 英 子	千葉大学・清和大学短期大学部 講師
	宮 本 香 子	公募市民
	吉 田 茂 雄	広栄化学工業株式会社 代表取締役

◎：会長 ○：副会長

3 行動計画策定の経過

年月日	事 項
平成 15 年 7 月 16 日	次世代育成支援対策推進法公布
平成 15 年 8 月 22 日	次世代育成支援行動計画策定指針策定
平成 16 年 2 月 3 日	ニーズ調査票発送 4,864 人対象
平成 16 年 2 月 16 日	ニーズ調査票回収 4,226 人
平成 16 年 4 月 1 日	策定懇話会一般公募委員募集（「広報習志野」に掲載）
平成 16 年 4 月 26 日	公募委員選考委員会において公募委員を決定（2 名）
平成 16 年 5 月 27 日	第 1 回策定懇話会（概要説明、基礎調査報告、スケジュール）
平成 16 年 7 月 30 日	第 2 回策定懇話会（習志野市の現状と課題について）
平成 16 年 8 月 27 日	第 3 回策定懇話会 （基本目標、基本理念、基本施策の柱について）
平成 16 年 9 月 10 日	第 4 回策定懇話会 （特定 14 事業、基本理念、具体的施策について）
平成 16 年 9 月 27 日	第 5 回策定懇話会（行動計画体系、基本理念について）
平成 16 年 11 月 12 日	第 1 回庁内連絡会議（全体会）
平成 16 年 11 月 15 日	第 6 回策定懇話会（行動計画素案について）
平成 16 年 11 月 15 日 ～16 年 12 月 15 日	「広報習志野」及び市ホームページ、情報公開コーナー、公民館にて素案公表及び意見募集
平成 16 年 11 月 24 日 ・25 日	庁内連絡会議（分科会）
平成 16 年 12 月 16 日 ・17 日	庁内連絡会議（分科会）
平成 16 年 12 月 22 日	普及啓発フォーラム「子育て・子育て応援フォーラム」開催
平成 16 年 12 月 27 日	第 7 回策定懇話会（市民意見募集結果・庁内連絡会議について）
平成 17 年 1 月 18 日 ・19 日	庁内連絡会議（分科会）
平成 17 年 1 月 21 日	第 8 回策定懇話会（行動計画素案について）
平成 17 年 2 月 15 日	第 9 回策定懇話会（行動計画案について）
平成 17 年 2 月 17 日	第 2 回庁内連絡会議（全体会）
平成 17 年 2 月 28 日	策定懇話会最終報告を市長に提出
平成 17 年 3 月 3 日	庁議決定
平成 17 年 3 月 5 日	福祉問題審議会へ諮問・答申
平成 17 年 3 月 22 日	行動計画最終確定
平成 17 年 3 月 23 日	教育委員会会議へ報告
平成 17 年 3 月 25 日	第 10 回策定懇話会（次年度以降の計画推進体制について）
平成 17 年 3 月 31 日	計画書公表

習志野市次世代育成支援対策行動計画

2005（平成 17）年 3月

編集・発行 習志野市

〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼1-1-1

習志野市 こども部こども企画管理課

TEL 047-451-1151

FAX 047-453-5512